

## 卒業論文

# 明治維新に於ける 教育変革の社会史的考察

昭和11年12月28日

東京帝国大学文学部

矢口 新

---

## 目 次

|     |                |
|-----|----------------|
| 第一章 | 維新前の教育 ―矛盾の発展― |
| 第二章 | 明治維新           |
| 第三章 | 皇道主義の教育        |
| 第四章 | 学制頒布まで ―矛盾の解決― |

1 第一章 維新前の教育—矛盾の発展—

明治維新前の社会、所謂徳川幕府制封建社会に於ては決して、「万民は万民皆同じ位にして、生れながら貴賤上下の差別なく、唯学問を勤て物事をよく知るものは貴人となり富人となり無学なる者は貧人となり下人となる\*」訳ではなかった。

此の時代に於ける人民は嚴重な身分制度の下に生活し、夫々の身分に固定して、一生それから離れる事が出来ないのが原則であった。従つてその受けた教育も夫々の身分によって異つたのである。併し幕府後期に於ては此の身分制は崩壊しつつあり、為に身分別教育にも種々新しい傾向を見る事が出来る。

当時最も代表的な身分としては公家、武家、神官、僧侶、百姓、町人、及び身分外賤民等があった。これらは勿論階層をなして存在していたのであるが、更に又夫々の身分内に於ける階層も厳に規定されていた。「封建制度は上下相貫の主従関係と封土関係とに依て組織する所のものであつて\*」、此の点からして、以上の如き封建的全身分階層の本質的差別は、土地の所有者にして、農工商に対しては切捨御免の権を有する武家と、その武家の私有物であり、従つて絶対的服従を強制された農工商即ち百姓町人との差別にあつた事は言うまでもない。

此れ等主要諸身分は当時全人口に於て如何なる比率を占めていたか。徳川時代の資料では詳細に知るを得ないが、従来の研究\*は是等身分制の整理された直後の状態を以て其れを推測している。即ち「明治七年政表」によつて徳川時代後半期全人口の職業的構成の大体を推測すれば農民八〇%、工三%、商七%、此れ等平民身分約九〇%に対して、封建貴族約一〇%そのうち武家約六%とされる。

さて此れ等諸身分は如何なる教育を受けていたか。私は以下特に重要と思われるものについて考察して行きたい。特にその生活と密接に結びつけて。

一、公家

当時徳川幕府政治はすべて「御委任の旨に任せ」と言う形式で行なわれたが、朝廷は何ら実権なく、従つて朝廷を圍繞する公家も位階のみは高かったけれども何ら實際的政務にたざさわらず当時朝廷の唯一の事務とも言うべき位階の授与の朝儀に参する位がその主な仕事であつて封建貴族の中でも特に消費的な生活を営んでいた。尤も公家の実収入は最も多き九條家すら三千石余、多くは二百石位であつた事は忘れてならない。幕府は公家の学問を奨励して「公家衆家々の学問昼夜無油断様可被仰付事\*」或は「家々伝来の事は不及申堂上の旧例古実等聊無疎略被懸心候様に被仰付可然事\*\*」としたが「陰にはこれが監視を怠らず、殊に竹内式部の事変ありてよりはその警戒一層嚴重となりしが如く\*\*\*」であつた。

加うるに彼らの困窮せる経済状態又無為な生活等は彼等をして学問する事を妨げた大きな理由であつた。公家の無学は既に早くから有名であつた。幕末に於ては困窮も特に甚だしく天保十三年四月中園家に五十両を賜つたという例もあつたが特に風儀の乱れた事は著しかった。勸修寺宮濟範法親王不行跡、樋口家御家騒動等。実万日記天保十四年十月二十八日「当時廷臣の状を見るに何れも窮困を極め人々廉恥を知らず甚歎息すべし\*」とあつた。

斯くして遂に学習所創設となつたのである。従来は二三の公家が自宅に教師を招いた外町儒者などの許に通つた。「堂上方学習所創建之儀ニ付伝奏衆より口達」に「近年別而堂上風儀不柄不相応之遊興卑俗之服着用遊里江忍行之人々も有之歟之風聞時々相聞候ニ付被加制止候得共兎角不相止不法之進退致増長閑白殿ニも、中略、何卒学問致候様被成度御存念ニ候得共堂上困窮之人々者授教師招請も難出来束脩整兼候ニ付而不学文盲之輩多相成候次第誠ニ以御心配被成候ニ付而者学校杯と申候而者、御大総ニも相成可申其上六芸杯ハ堂上ニハ先必用ニも無之候間責而は学習所被仰付若輩之人々成共月ニ兩三度計教授有之性行端正篤信ニ相成往々ハ務向不進退も無之様被成度中略、京住篤実之儒業之師を被召素読及講釈指南被仰付御会釈物并諸雑用且建物修復書籍等之料何卒閑東より被成進候様被成度中略、右場所ハ当時開明門院御旧地歟又は外ニ御築地内ニ而差支ニ不相成候場所云々\*」とあつた。以て学

岩波文庫本、福澤選集 72 頁

例えば仙台藩の如きよき例である。明治維新史講話(藤井甚太郎氏)参照、公家、町人、百姓皆同様であることは人のよく知る所

本庄栄治郎著日本社会経済史(改造社、経済学全集) 195 頁

武家が土地の所有者たる事は幕府及藩の所領併せて 94%以上であることを以ても知られる。本庄氏、前掲書、又山田盛太郎氏「明治維新に於ける農業上の諸変革(日本資本主義発達史講座)」

土屋喬雄氏論文、徳川時代に於ける身分と階級、思想第 114 号、所載 12 頁—15 頁、又、平野義太郎氏、明治維新の変革に伴う新しい階級文化と社会的政治的運動(日本資本主義発達史講座)第一款参照、氏は明治 7 年政表によらず統計寮「統計表」に依つて居られる。

公家は宮、堂上、非藏人、官人、口向諸役人、宮堂上の家来に、諸大夫、侍、近習、青侍があつた。勿論段階的隷属である。

\*、\*\*徳川禁令考第一帙 65 頁、66 頁

\*\*\*学習院史、三頁

本多辰次郎氏、学習院創建及其沿革、(史学雑誌第 26 編、第 4 号所載論文) 尚以下此の部分については同氏の論文に負う所多い。

徳川禁令考第一帙、68 頁—69 頁

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                          |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
|                | 習所創設の目的、大体の計画を知る事が出来る。此れは天保十三年十月であったが、此れが許され種々の準備終り開講に至ったのは弘化四年三月九日であった。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                          |
| 11             | 其の教育の方針は上述した所でも大体了解されようが「又始めて儒者を任命せられた時に、武家伝奏徳大寺実堅より、学習院御執建者博聞強識文章之辺ニ不相拘専孝敬忠恕徳行之道教化被為在度御趣意故其段可相心得と申渡された言葉で尽きている*」と言える。                                                                                                                                                                                                                                                    | 本多氏前掲論文                                                  |
| 12             | 学科は論語古義、御註孝経、大学、孟子、中庸等で毎月九の日に講ぜられ、和書も嘉永二年以後毎月二十六日、令義解、日本書紀、古事記等が講ぜられた。これは弘化四年十一月「諸臣へ可被申渡哉之条々」と言う告諭案中の第六条「和漢之学ハ勿論為家業之輩其道ニ出精可有勉強事*」のあらわれと見られるが、此れ等の書を読む目的は「孝悌忠信行状之慎可為専云々*」と同じく第一条に言われている事が何より中心であった。                                                                                                                                                                        | 同前掲論文                                                    |
| 13             | 又嘉永三年より丁祭一積奠も行われるに至った。<br>学生身分については「聴衆推参堂上並非藏人拝聴」等と学習院日記に常にあり、人数は九十三人の時が最も多数、であった。普通はそう多くはなかった*。                                                                                                                                                                                                                                                                          | * 学習院史、22 頁                                              |
|                | 文久二年より三年に掛けて学習所が攘夷論者の国事会議所に化した事は人のよく知る所である。その間は講釈も行われない方が多かったが、その後又三日、九の日に漢書二十六日和書が講ぜられた**。                                                                                                                                                                                                                                                                               | ** 学習院史 25—26 頁、本多氏前掲論文                                  |
| 14             | 最後に明治元年正月十六日宮堂上及諸官人への達によって当時の公家の一般的教養を見て置こう。学習書の教育は効果があったか。「今般賊徒追伐被仰出皇威漸り盛ニ被為候ニ付テハ上親王公卿ヨリ下非藏人諸官人ニ至ルマテ観劇旧発朝廷之御為擲身命忠勤可仕之処傍観坐視尺寸之功モ無之輩剩へ自己之利禄ヲ貪り行々大禄ヲモ可賜哉忤ト噂仕居候者モ有之哉ニ相聞エ以外之事ニ候中略、従前在朝之人々武ハ唯武家之業ニテ於朝廷御不被為在事ト存シ一切致廃棄候而已ナラス文芸ニ至り候テモ固陋拙劣草莽布衣之士ニハ満々                                                                                                                               |                                                          |
| 15             | 不相及徒ニ軟媚之風ヲ喜ヒ上品忤ト称シ華奢風流ヲ専ト致シ候ニヨリ満朝婦人之如ク遂ニ紀綱衰弛云々、家来下部等ニ至ルマデ朝廷之御威光ヲ仮り勤王ヲ口実トシテ世人ヲ欺キ金穀ヲ貪り候者モ有之哉ニ付急度可申付候云々*」とあった。                                                                                                                                                                                                                                                               | 法令全書、明治元年、12 頁                                           |
| <h2>二. 武家</h2> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                          |
| 16             | 農業が殆んど唯一の主要生産業たりし時代に於てはその生産手段たる土地の所有があらゆる権力の源泉を形成する*」徳川時代、武家が土地所有者であった事は特に忘れてならぬ事である。何となれば泰平と共に戦闘員としての任務なくなり少数の上層武士が実際政治にたづさわる外、一般武士は唯土地よりの貢租により生活する所の所謂遊民的存在となっていたのである。而も彼等は支配者として「下賤之輩対諸士踰等於討捨不妨事**」                                                                                                                                                                    | 野呂榮太郎著、日本資本主義発達史 (岩波書店) 15 頁                             |
| 17             | と「実に恐るべく驚くべきの制度にして人身の自由を束縛すること蜘蛛網を以て隈なく四肢を纏う*」ほどの事も出来た。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ** 徳川禁令考第一帙 84 頁                                         |
|                | 此の遊民的生活に対しては初めから「士は不耕してくらひ不造して用ひ不売買して利する、その故何事ぞや**」と反省があった。そこで彼等は武士の存在理由を説明する。「農工商は其職業に暇あらざるを以て、常住相従て其道(人倫)を不得尽、士は農工商の業をさし置き、此の道を専つとめ、三民の間、苟くも人倫をみだらん輩をば速に罰して、以て天下に人倫の正しきを待つ。是士に文武之徳知不備ばあるべからず*」と必要な教養までが演繹される。斯くして武家諸法度にも「文武弓馬之道専可相嗜事」、「文武之道を修め人倫を明かにし風俗を正しくすへき事*」等と定められる。此の考え方は武士の遊民化と同時に儒教的教化政治主義によって理論的に体系づけられ、所謂武士道として武士教育の内容であり、目標であった。故に武家の学問乃至教育の内容は儒学であった。そして此れは | 大隈伯昔日譚 175 頁                                             |
| 18             | 江戸時代を通じて大体変らない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ** 有朋堂文庫山鹿素行文集 45 頁                                      |
| 19             | さて私塾等に通って専ら人倫の道を学ぶ筈の武家も実はそうでもなかったらしい。「学文ノコト、上ノ御世話ニテ昌平坂、高倉屋敷ニテ儒者講釈スレドモ、御旗本ノ武士ニ聴人絶テ無シ、只家中ノ士、医者、町人ナド少々モ承ル*」と言う如くである。そして武士道の衰退が眼につく。実永頃、「近世の俗婚を議するに或は聘財の多少を論じ或は資装の厚                                                                                                                                                                                                           | 同前掲書 47 頁                                                |
|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 徳川禁令考第一帙 前者は慶長 22 年、後者は宝永 7 年その他皆大体に於て同じである。90 頁—107 頁参照 |
|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 徂徠「政談」日本経済叢書巻三、524 頁                                     |

- 20 簿を論じ甚しくしては貴賤相当らざるものと婚をなすに至る\*」様が支配者の眼にも映っている。「君の為に忠を尽し歎で使わる、家臣は稀になるもあらん\*\*」と主従觀念の喪失は最も甚しい武士意識の衰退である。此れが武士の遊民的存在から来る必然的な貧困の結果である事は土屋喬雄氏によって明らかにされたが\*\*\*、半面から言えば武士の町人への屈服、従って武士の町人化と見られる。「先第一武家御城下ニ集居バ旅宿也、諸大名ノ家
- 21 来モ其城下ニ居テ、江都ニ対して在所トハ言エドモ、是又己ガ知行所ニ非レバ旅宿ナリ、其子細ハ、衣食住ヲ初メ、箸一本モ買調ヘネバ成ラヌ故旅宿也、故ニ武家ヲ御城下ニ差置
- 22 トキハ一年ノ知行米ヲ売払テ、夫ニテ物ヲ買調ヘ、一年中ニ遺切ユヘ、精ヲ出シテ上ヘスル奉公ハ、皆御城下ノ町民ノ為ニナル也、依之御城下ノ町人盛ニナリ、世界次第ニ縮リ、物ノ直段次第ニ高直ニ成テ武家ノ困窮當時ニ至テハ最早スベキヤフモ無ナリタリ、大勢の
- 23 武家御城下ニ集居ユヘ火災も繁ク其上常ノ居住ナルユヘ、女子足手纏ニ成、財宝ニ心引レ、火を消ユトモナラズ、其上町人ノ風俗ト傾城町野郎町ノ風儀武家ニ移リ、風俗悪キ慰多キ所ナレバ、武芸学文ノ嗜モ薄クナリ、又不斷御城下ニ有テ馴故ニサルユヘ、公儀ヲモ鵜呑ニシテ上ヲ恐ルル心モ薄リ、行儀を嗜ト云ハ、軟弱ニシテ、公家上臈ノ如ク行儀ニ構ザレバ、放逸無慚ニシテ町奴ノ様に成、畢竟ハ風俗ノ移ス所也\*」と徂徠は説明する。
- 24 かかる武士の退廃は当時の支配者に認識されぬ筈はない。「近來一体ノ風類弛シ士風奮ハズ、輕薄姑息ノナラハシ日々ニ相増シ候事文武ノ道不明教化ノ行ハレザアル故ニテ困窮イタシ候モ又心得ノ宜シカラザルニ由リ候得バ、此度文武教場取立テ」として津藩有造館創設が行われたのである。従って此の学校に於て学ぶべきものの注意として「孝悌ノ道ヲ修メ忠臣ヲ主トシテ文武の学成就イタシ国家ノ用ニ相立可申候、輕薄浮華ノ行ヲナシ、利ヲ貪リ名ニ走ルノ類ハ互ニ堅ク相誠可申候、又漁獵ノ樂士ノ仕間敷事ニ無之候得共士分ノ業ヲ外ニイタシ耽リ候事ハ可為無用其内利ヲ争ヒ卑劣ノ致シ方モママ有之由廉恥ナキノ甚シキニ候間堅ク可相慎候右ノ段何レモ深く我心ヲ得候テ夙夜勉勵シ酒宴遊興ニ流レズ忠孝文武ノ道ヲ修メ家門ヲ耀シ候ハ、可為満足候\*」とあるのである。
- 25 かかる例は多く見得る所である。「御先代ヨリ我等代ニ至ル迄家中風俗之儀彼是申出シ候ヘトモ是迄之仕向ニテハ弊風改リ候事無之ニ付家中一統文武芸能可致鍛錬所造立申付則稽古館ト名付候云々\*」等。かの天明以後俄然其の数を増して形を整えて行った藩鬻は斯うして出来たものと言い得べく、その集中的表現を幕府寛政二年五月二十四の林家へ達
- 26 に見る。当時武士道の退廃とそれ等と関連して勃興し来りし新しき学風、此れ等が幕府当局者の眼に映じた時、「朱学の儀は慶長以来御代々御信用の事にて己に其方代々右学風維持の事被仰付置候得は、無油断正学相励門人共取立可申筈に候然処近頃種々新規の説をなし異学流行風俗を破候類有之全く正学衰微の故に候云々\*」としたのであり、この意向は五年の学規にも出ている。蓋し幕府はじめ諸藩は封建制そのものの内在的矛盾の発展をしてあらわれた武士道の退廃朱学の無力化を又朱子学的教育によって救わんとしたのである。
- 27 幕末に於て注意すべきものは、此の武士教育の内容に洋学、及び皇学が加った事である。此れは共に当時漸く欧米諸国が日本に開国を強制し来り、此れ等の状態に押されて幕府も安政二年藩書調所を置いた。シーボルト事件、林子平処罰、蛮社の獄等、あらゆる手段を講じて近代学の研究を抑圧した幕府も遂に歴史の流れには抗し得なかったのである。万延
- 28 文久と下るに従って、英語、仏語設けられ、又数学、理化学等も、独語も露語も、設けられた。文久三年昌平黌所管、開成所となり、此の頃より洋学も本格的に我国学問の一となったが、まだ洋学を幻術と称す輩も居たのである\*。諸藩に於ても亦洋学所設けられ、或は、藩鬻の一教科として入って来たのである。それは、「前略、孫子ニモ彼ヲ知己ヲ知ル者百戦シテ不殆ト相見候得バ和漢ノミナラス当時外夷防禦第一ノ時節ニ候得者夷狄ノ情態ヲモ能致識別彼ノ長ヲ取テ我ノ短ヲ補ヒ上下一同心ヲ合セテ本朝ノ威武ヲ拡充シ四夷制禦ノ事當時武夫ノ急務ト存候間余力ニハ西洋和ノ書モ熟覽シ外夷ノ風俗器械ヲモ致弁別我羽翼トナシテ益皇化万国ニ行亘候様心懸肝要ニ存候\*」と言う鹿児島藩布達にあら
- 29 われた考え方からであった。
- 30 そして丁度此の考え方の半面が所謂皇学、日本外史、日本政記、大日本史等が学ばれた理由であると言えないであろうか。
- 一般武士は幕末に於ても、文武奨励にも拘らず、益ニ貧窮となるばかりで、従って又一

徳川禁令考第一帙 100 頁

\*\* 只野真葛、獨考論、文政初年、図書刊行会本、新燕石十種、第二、353 頁

\*\*\* 一般武士団の經濟的衰頹と変質、史学雑誌第四十二編第一号、第二号参照

「政談」日本經濟叢書、第三卷、376—377 頁

日本教育史資料、第一分冊、62 頁

同前掲書、383 頁

日本教育史資料、第七分冊、1—2 頁  
尚徳川禁令考第二帙、参照

例えば菴大橋訥菴の關邪小言は最もよい例である。(明治文化全集第十五卷思想編参照)

日本教育史資料第三分冊 285 頁

層退廃したのである。  
唯少数の俊秀の士によって洋学及皇学が学ばれた時それが維新に働いた力は大きかった。彼等は尊王論により幕府を倒し、而してその後の日本の指導をその洋学的教養に依って行う事ができたと言えるであろう。

31 三、町人

一般に庶民教育機関として認められている寺子屋は又「主として町人の教育機関\*」であった。逆に言えば主として町人の教育機関であったものが、その機能を發揮して庶民の教育機関として普及するに至ったのである。

32 茲で次のように考えられよう。即ち寺子屋は本来庶民言いかえれば百姓と町人の共通の教育機関ではなくして、町民のものから百姓のものとなったのは商品経済の普及の結果である。従って寺子屋は本質的には町人のもの、詳しく言えば商品経済の社会を地盤とした教育機関であると。

確かに寺子屋は農民の生み出したものではなかった。其処に於ける教育は従来の農民に必要な教育であった。町人は農民とは全然別な地盤に立って生活し、此の別な生活の為に必要な教育を寺子屋で授けられ授けたのである。寺子屋の教育は武士の教育とも又異なっていた。当時学問は士人以上の物とされ、それ故に学問でなかったかも知れないが、  
33 確かに町人は自己自身の教育を組織化して行なったのである。然らばこの町人とは如何なる生活から、如何にその組織的教育を整えて行ったか。

江戸時代の一身分としての町人は町に住む商工業者の一群である。その大部分が商人であったけれども、しかし商人と町人は同じでない。商人は鎌倉時代の商人、古代の商人と言われる如く多少とも交換が行われた時に存在する。しかし此の時代の商人は新しい教育形態を生み出す商人ではなかった。「かかる商人はまだ商売を片手間に行う\*」に過ぎなかったからである。それが新しい教育を生み出すには町人とならねばならなかった。即ち町に住んで従って農業と分離して商売を専門的に行う様になり、農民の生活と全く異った生活をする様になった時はじめて新しい教育を組織した。これを社会の進み行きの上から言えば商品経済の社会が出現していたからその新しい社会の人を教育するものが生れたと言う事になる。町人は商品経済の代表者であって、自然経済を代表する武家及び百姓とは大いに異っている。町人の追求するものは金であり、武家及び百姓の目的とする所のは土地である。「町人は百姓より下座」とは武家の側からのこの違いに対する考え方の表れであり、「商人の買利は士の禄に同じ買利なくは士の禄なくして事が如し\*」とは町人のイデオロギーの言わせる所である。此れ等考え方の異りが教育に如何にあらわれて来たか。

泰平と共に武力が必要でなくなり、而も城下に住んで町人へ依存する遊民的生活が武家の生活であったに反して、町人は武家の自分等への依存を足場としてどんどん発展して、  
37 元禄頃の江戸は既に「只銀がかねをためる世の中\*」であり、江戸の人口は天明六年武家を除き約百三十五万、京都宝暦三年五十二万、大阪も常に三十数万を数え\*、その市場も殆んど全国に行亘り、「江戸で松前の昆布を売り南部の承認が京都に取引したる如きは貞享元禄の頃に於ても既に珍しからざる事柄であった。京の西陣織は諸国の大京貴族に需要せられ、池田、伊丹、灘の銘酒は九州及び北国の貨物集散地たる馬関に運ばれ、馬関より日本海岸及び九州に送られた。而してこの酒は又江戸廻しとなって、江戸の住民に賞用せられ造酒家は巨万の富を成し、江戸の酒問屋も亦之れがために富を造った者が少くはなかった。又畿内地方の畑に多く作られた菜種は種油となって各地並に江戸に卸され、奈良の晒布、河内の木綿、会津の蠟燭、加賀越中の熊胆、丹後の塩鯊、松前の昆布等諸国の名産は皆三都に集り更に諸国に散するの有様であった\*」かくして武家が観念的な存在意識を主張している間に彼等は社会にとって必要欠くべからざるものとなりかかる現実が意識に反映して「ナニ論語読の論語知らずよりか、論語よまずの論語しらずの方がよっぽど徳よ\*」と言い、「何さ何さ万葉家も何も入った事ぢゃねえ」と言う。彼等の尊しとする商売にとっては、武家の如く観念的学問をする事は却っていけない事でもあった。「商人は

海後助教授、日本近代学校史 3 頁

日本商人史 48 頁

石田梅巖著、都鄙問答（岩波文庫本） 67 頁

井原西鶴作、日本永代蔵（岩波文庫本） 34 頁

本庄栄治郎著、人口及人口問題

本庄栄治郎著、日本社会経済史（前掲） 365 頁

式亭三馬作、浮世床（岩波文庫） 33 頁、32 頁

三井高房著、町人考見録、

賢者になりては家衰う\*」又「町人の武士の真似をし神儒佛の道は尊きをしへなれどもそれ  
40 それに深くはまる時は却て家を破る也\*」学問を子弟に教える事は、「人の親として渡世はをし  
しへず却ってあしき道に入る事\*\*」であり、子どもには商売を教える事が親の慈悲で  
あると言う。「一言一句も善き事を子どもに申聞かせ見習せ申事親の慈悲とも可申」と。  
商業にとって必要な教養は何であるか。「商は算筆の嗜みこれなきときは其道疎きものに  
41 はこれなきかと被存候\*」ここでは学問でなくして商売の為に必要な算筆の嗜であり、算  
学や数学でなくして算術なのである。

さて此の筆、算等の教育を、町人等は所謂寺子屋に任せたのであるが「最初ハ何レモ土  
地ノ模様ニ寄、士分ノ隠居、浪人、町人ニテモ平日ノ行ヒ等承リ候テ、懇意ノ者或ハ近隣  
ノ者ヨリ被慕子弟ヲ依頼致シ、中ニハ自身の修心ニテ幼童ヲ集メ夫ヨリ追々伝承致シ成立  
42 来候儀ニテ、右指南ノ者ハ幕府ニテモ制外ノ様相成居、万事達向等ノ儀無之、尤モ束脩謝  
儀ト申儀モ別段無之、年始、暑寒、盆暮春秋二季ノ席書等、中略、此等ノ儀都テ来者父兄  
ノ意ニ有之云々\*」と、多くの寺子屋はかくの如くして、又かくの如く簡易に成立し維持  
されて行ったものであろう。かくして寺子屋は町人自らが町人自らの為に作りあげたもの  
であった。

以上の如くして成立した寺子屋教育の内容が何であるかはもはや明らかである。即ち読  
43 書算と言われ、又初等教育と言われる所の教育であった。彼等は商売の為に嗜としてそれ  
以上を要求しない。「名がしらと江戸方角と村の名と商売往来これで沢山\*」「ちとばかり  
にちくればよしもはや十歳口さえあれば奉公に出よ\*」と。

此の寺子屋は幕末に於て甚だ隆盛となった。特に江戸では一寺子屋に「四五十人以上百  
人以下ノ生徒ヲ有スルハ其多分ニ居」リ、更に屈指のものとしては「百人以上百五十人若  
44 クハ二百人ヲ有」シ三百人以上の生徒を有するもの、僅少とは言えあった。寺子屋の数も  
「八九百ハ之アリシモノノ如シ」と言われる\*。勿論江戸は、一つの特異例であるが、そ  
れは江戸が町人の都であったからに外ならぬ。

最後に寺子屋についての幕府諸藩の封建的支配者が取った態度を見て置こう。町人は元  
来反封建的な商品経済の代表者であり、従って武士からは卑しきものとされた事は前述し  
45 た。併し徳川時代の所謂集権的封建制に商品経済はなくてはならぬものでもあった。此処  
に於て支配者は今後の発展を防ぐ事を必要とする。此の政策の最も成功したものとして  
我々は鎖国を挙げ得るであろう。此の鎖国によって、江戸時代の町人は、かの勃興当初の  
46 町人とは変ったものとなったのである。更に国内に於て町人は百姓より下座の封建的道德  
を強要された時、彼等は卑屈な町人となり封建貴族へ寄生する町人となったのである。

寺子屋をして「封建社会の市民としての陶冶場たらしめんと努力\*」した吉宗以来の寺  
子屋政策は以上の方向と一致するものである。そして寺子屋がそうなったとしても寺子屋  
の本質ではない。寺子屋は町人の商業生活に必要な嗜を授ける所であり、それは寧ろ反封  
47 建的な教育である。寺子屋が地理だの歴史だの実業的知識だのを注ぎ込む国民学校となっ  
たのは決して異質的進化ではない\*。それは本質的な方向であり、異質的なものは封建的  
道德を強要した事である。町人が「貴さ」を獲得し得なかった\*\*と言われるのも此の封  
建道德の強要の結果に外ならない。だからこそ一度封建制の廃止が行われるや、国運の隆  
盛は実業の発展に待つ、とされ、その為の教育が如何に盛んとなったか、そしてその結果  
48 如何に学問が進歩したか、今更言うまでもない事であろう。而してその転換には明治維新  
の革命が必要であった。

#### 四、百姓

「百姓共は死なぬ様に生きぬ様に\*」又「財の余らぬ様に不足なき様に治る事道なり\*\*」  
と考えられ、かの慶安御触書\*\*\*に於ける如く、その生活の全面に亘って干渉を受け、例  
49 えば朝は草刈、昼は田畑耕作にかかること、夜は縄ない、俵あみ等を命じ、種蒔制限、農  
具、手入庭の作り方、さては雪隠の作り方まで、干渉し、或は食物について「雑穀専一に

日本経済叢書、十五卷107頁

\* 同前掲書103頁  
\*\* 同64頁

獨眞俗語、日本経済叢書、第十七卷、503頁、尚此書は一名白木屋管店書と言う。

日本教育史資料第七分冊、6頁

石川謙氏 日本庶民教育史より引用、363頁

維新前東京市私立小学校教育法並維持法取調書

石川謙氏、日本庶民教育史、325頁

\* 石川氏は異質的進化と言われるが私は賛成し得ない。蓋し氏は寺子屋を手習所として規定されるからであろうが果してかかる観念的な規定でよいであろうか。  
\*\* 和辻哲郎著、現代日本と町人根性、参照(続日本精神史研究所収)

\* 昇平夜話、続日本経済叢書巻二、238頁

\*\* 本佐録、日本経済叢書巻一、19頁

\*\*\* 徳川禁令考、第五帙242頁以下参照、以下同様

候間麦粟稗菜大根其外何にても雑穀を作り米を多く喰つふし候はぬ様に」とし、「ほねを  
り申時分はふだんより小喰物を能仕たくさんにくわせ、つかい可申候」等とこれではまる  
で牛馬の取扱いであり、酒造を禁じ饅頭素麺豆腐等の小売を禁じ、其他娯楽、遊戯の制限、  
50 「みめかたちよき女房成共、大茶をのみ、物まいり遊山すきする女房を離別すべし」「春  
秋灸をいたし煩候はぬ様に心掛へし」等々滑稽な程であるが、結局「農は納なり\*」と、  
それ以外の何物でもなかった。

この生活の強制は、五人組制、その上に庄屋名主組頭百姓代等、所謂地方三役支配の村  
落制、更にその上に代官と言う全く上から下への関係のみの所謂檀圧制によって行われ  
た。

51 松平定信によって観察された農民は「今に至りて五公五民六公四民七公三民の税あり、  
況や貢賦の類かぞへ難し場圃に賦あり家屋、戸及び<sup>まど</sup>牖に賦あり、或は女子の年いくばくま  
で賦幾何、又は布を推し酒を推し又榛作菽麻の類皆貢せしむ、民の室を築くや、民の子を  
生ずるや、皆賦を出す、民賦役に当れば道路橋堤を作り旅人を送り伝馬を出し、農時と雖  
も役に当れば<sup>すき</sup>耒耜を捨て糧を負いて五六里十余里を出で終日刀を労して猶一錢を得ず、却  
52 て毆杖怒罵せらる。\*」と、「農民階級は自分たちの特殊な教育を組織した事がない\*\*」と  
しても不思議ではない。彼等生活に余裕のないものが教育を組織する事のあり得よう筈が  
ない。

さて此農民は二つの系統の教育を受けた。一は町人の寺子屋であり、他は上からの所謂  
農民教化である。江戸時代中期以後商品経済の普及は前に述べたが勿論村落も例外ではな  
かった。民間省要に、「七十年前迄は小判と云ふ物一枚有ば近隣の村々より人來たりて  
53 手あらふて拝しぬ。今は馬士、船頭、かごとの類にも沢山あり\*」と言うが如く、又蘆  
東山上書によれば、「百人の民に御座候へば農業は妻子に相任せ其身には商工の渡世仕る  
者凡そ五十人も可有之候残る五十人は右に申上候種々渡世と耕作と相雜へ相読仕事にて  
候其内一向農業に計片付候者は一両人も無之候\*\*」と此れは誇張であるとしても、農民  
の生活が多面的になって来た事は確かである。そこで「農賈ノ俗事ニ事シゲキ、ヤハリア  
54 リフレタル仮名ノ伊呂波ヲ教ベシ。ソレニツギテハ、日用ニ便リアル書札手紙ノ文言ヲ  
云々、農賈ノ子ドモハ世ニイフ寺子屋へ遣ワスコト勿論ナリ。\*」と。農民にも読書算、  
位は必要になったであろう。さらに又自己の苦しい生活を考えて、「却って町人になりた  
く思ひ、女子を縁付け次男を婿にやるも商人などこそよけれ\*\*」と考える農民であつて  
見れば一層そうであろう。その教科書を商売往来と農業往来との違はあつてもそれは何等  
55 本質的な違いでない。かくして寺子屋は商品経済の社会に生活する農民の教育機関となつ  
た。けれども農民の教育機関ではなく農民の生活の一面の為のそれであつたといわねばな  
るまい。

更に農民は上からの、支配者からの教化があつた。先に述べた慶安御触書も教化と言わ  
れぬ事もないであろう。「百姓は分別もなく末の考もなきもの」として、衣食住、その他  
56 農業の仕方、夫婦生活について教えて居ると言えようが、教育が個人の発展を目的とする  
ならばこれら封建社会の農民教化と言われるものは教育の概念とは甚だ縁が遠いと言わ  
れるのではないか。封建社会は個人を極度に制約する社会であり、特に農民はそうであつ  
た。農民は一種の納税の道具であつた。個人の自由が存在する所に社会が存在し、そこに  
57 社会の個人への働きかけがあると考える時、個人の自由のない所の封建社会の社会教化と  
は何であろうか。

さて其れはともかく、封建社会の農民教化は、結局支配者の地位維持の為のものである  
ことが余りにも明瞭である。五人組帳にあらわれた幕府の教化政策を石川謙氏の研究\*に  
より一括して見よう。

#### 一 階級觀念の確立

イ公儀及公儀御法度に対する嚴肅な觀念を植え付ける事

58 ロ武士と農民との階級的區別を明瞭深刻ならしむること

#### 二 納税能力の堅実化

イ農民に対する職業的指導—生産能力の増大を期す

ロ農業経済の緊縮についての指導と干涉—農民生活の安定を期す

ハ村を単位とせる共同責任制の実施—互助法と共同労作法の発生

土農工商心得草、本庄氏、日本社会経済史  
315 頁より引用

\* 国本論、松平定信著、日本経済大典、第十  
三卷 238 頁

\*\* 故春山博士著教育学講義 132 頁

\* 日本経済叢書第一卷 329 頁

\*\* 日本経済叢書第八卷 530 頁

日本教育文庫、学校篇、授業篇卷一、590  
頁

経世談、続日本経済叢書、第卷 468 頁

徳川禁令考第五帙 242 頁

近世社会教育史研究、88—89 頁

## 三 農村の固定化

## イ 離村転職の禁止とその予防策

ロ 農村内に潜在したまたは潜在せむとする異分子の排除—農村純化の政策

ハ 農村内に於ける組合または団結の否認—強訴徒党の厳罰

以上の要約を一応認て置こう。そして此の中から二つの方向即ち第一に封建的搾取の為の統制抑圧と、第二に警察的性質を見得る。唯注意すべきは農業経済の緊縮について云々の項が決して農民生活の安定を期したものでない事等であろう。前に見た慶安御触書のごとき緊縮振りがどうして安定と言えよう。安定とは人間を骨抜きにする事ではないであろう。

さて此れ等諸政策が寛政以後教化要目となって来た事に重要な意味がある。此れ等の条目が積極的に教え込まれる必要があったのは、逆に言えば此れ等が充分行われなかったからに外ならない。蓋し如何に「考へのない」百姓と雖も非人間的な取扱いには最後には反抗せざるを得ないであろうし又武家の窮乏の結果が、その上に、より酷い賦斂の強要となった時、遂に農民は死か生かの岐路に立ったのである。そして離村間引による相対的人口減少、又百姓一揆への爆発となった。百姓一揆約六百件が徳川封建制下の二世紀半に起り\*、後半期、特に寛政以後二百八十件と言われ、「暴動と言う要素が加ったのは特に後半期\*\*」とされる。その原因が搾取に対する反抗にあった事は多くの研究の証明する所でありさらに「能々堪がたきに至らざれば此の事はおこるものにあらず\*」と宣長の言う通りである。

以上封建檀圧制そのものから来る人気悪化について支配者は防禦の政を講じなければならぬ。それから来る農業生産の減少は自己の存在を危くするから。かくて五人組法規を教育にまでもたらしたのである。

「私儀去る末年美作国支配被仰付候村々様子見聞仕候所手余荒地等有之趣に相聞候間篤と承糾候処、美作之国之儀仕癖にて軽きもの共小児致出生候得者、赤子間引と唱、一兩人之外は産屋にて殺し、困窮人共は一子をも不取挙間引候もの有之由云々\*」とは早川八郎左衛門の典学館設立の動機であり、「私元御代官所甲州八代山梨都留郡村々之儀元来人氣不宜土地柄ニ御座候上近來別テ人氣輕薄ニ相成奢ニ長シ山寄之村々迄モ衣類其外百姓ニ不似合品相用農業家業未熟ニテオノツカラ困窮ニ相成無筋之出入等相企村方騒立候様之儀多分有之云々\*」が由学館設立の趣意についての山本大膳の説明である。「奢に長じ」等といっても元来非人間的な節約が要求されていたのであった。かくして教えられたものが、或は論された事は、例えば久世條教\*\*によれば、勸農桑、敦孝弟、息争訟、尚節儉、禁洗子、厚風俗、であり、此れが五人組法規と密接な関係をもつ事は直に認められ、結局支配者の農民政策の表れに外ならない。これは寺子屋を通じても行われた。即ち寺子屋に五人組法規を使用せしめた事である。

これら教化政策によって人倫の道をさとされた農民等が「農夫のいやしき蠅虻の身なれ共、罪なければ夜行ども殺されしものもなく臥れ共容易に家破るものなし\*」「百姓の業は仕うるよりも安し、日月を盗ずして稼を約にする時は、貢足りて無罪云々\*」とかの慶安御触書に於ける「ものごと念入、身持をかせぎ、身上よくなり米金雜穀をも持候はば家をもよくつくり衣類食物以下に心の儘なるべし、年貢さへ済まし候へば、百姓程心安きものはこれなく云々\*」と言う説教的幻想と同様な考えを持つに至った事も想像されるが、同時に農民の反抗も亦益々激化し、寛政文化頃農民暴動年十回を越ゆること数度、更に幕末に近くなるに従って頻発するに至っている事をも忘れてはならない。又かかる説教の効果がなかったと思われる一例として、外ならぬ由学館の設立せられた甲斐に於て江戸時代に於ける最も大きな農民暴動が天保に起っている、由学館の設立は文政六年であった。

以上、農民の教育、教化は維新後に於て如何になって行ったか。維新後に於て農民は「愚民」の境遇から脱する事が出来たであろうか。維新後農民の教育は農民の発展の為にに行なわれたであろうか。真の教育が農民へもたらされたであろうか。

\* 黒正巖博士、百姓一揆の研究、羽仁吾郎著  
幕末社会経済状態（日本資本主義発達史口座）参照

\*\* 佐野学全集、第六、社会史研究、188 頁

本居宣長、秘本玉くしげ（岩波文庫本 61 頁）

日本教育史資料第七分冊、800 頁

\* 日本教育史資料第七分冊、715 頁

\*\* 前掲書 807—812 頁

農家訓、山名文成、日本経済叢書第十五巻、569 頁、548 頁

徳川禁令考第五帙 248 頁



## 69 第二章 明治維新

「和漢の人は天下万物の大体も知らず唯我国の風俗今日のありさまを是とのみ心得て天変地妖外国の変事あれば何も分らず驚怖するばかり\*」とは「夢の代」に言われた事であったが、司馬江漢も亦「わが日本人、智浅く窮理を好まず文章を装り偽り真実を述べず己一人の安全を祈りて子孫を思わざる云々\*\*」と言う。此れ等の事実が日本人の本来の性質とされるならばそれは日本人に対する侮辱でしかあり得ない。此れ等結局「方今我国の形勢を察し其の外国に及ばざるものを挙げば日学術云々\*」と言う非文明の状態を作り上げたものは何であつたろうか。それこそまさに鎖国的封建檀圧制に外ならないとされよう。

所謂徳川幕府封建社会に於ては「学問ハ士人以上ノ物ナリトシ、農工商及婦女子ハコレヲ度外ニ置ク。其ノ士人モ国家ノ為ニスト唱ヘ或ハ詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虚談ノ途ニ陥リコレヲ身ニ行ヒ事ニ施スコト能ハズ\*」と言われる所の支配階級のみ学問を所有し、而して彼等支配階級は人民をば愚民と称し又愚民たる事を強制\*\*したのである。「神道も衰え神儒佛混雑いたし愚民とも目当無之故邪教にも欺れ易き勢に御座候神道盛に相成愚民迄も一筋に難有と吞込候得者、云々\*\*\*」と欺れ易き愚民であり、又愚民は一筋に吞込ませさえすればよいと考えたのである。かくて学問を平民に不必要なものとしたのみか彼等支配者は、真の学問の為に尽し知識の開発に務めた人をば、己れの権力維持に害ありとして抑圧したのであった。斯る社会に於て如何にして文明が望まれよう。

而も此の間に於て勤勞人民はどうしたか。即ち「平民教育ノ不便ナルコト斯ノ如シト雖モ工商ノ輩皆簡易ノ文字ヲ読ミ且之ヲ書スルヲ得及算盤上ノ計算ヲ能クスルハ民俗実ニ学問知識ヲ愛スル者ト謂ベシ\*」とモルレーをして言わしめた情態に於ては前述した通りである。抑圧迫害歪曲の下に平民は自己の学問を育て、以て学問を愛する者と言われしむるに至つたのであった。

併し以上の如き矛盾、まさに学問を所有する者にして学ばず、学問を所有し難い者が却って学問を愛すると言う大なる矛盾はやがて止揚さるべき時が来たのである。即ち明治維新の変革は学問の人民への解放として大なる意義を持つ。「文明ノ以テ文明トスルユエンノモノハ一般人民ノ文明ナルニヨレハナリ一般人民文明ナラスタヘ一ノ聖賢アリト雖モ文明ニ関スルモノ幾何ソ\*」「自今以後一般ノ人民必ず邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス\*」と一國文明は人民の文明にある事が自覚され、従つて人民の教育がまず第一とされ、ここに教育の歴史の中で最も輝かしき時代が出現したのである。

勿論我々は真の民主主義的教育が、学問の人民への解放が、維新後の社会に於て充分徹底的に行われたものでない事は知っている。而も尚封建的教育の解放をなしとげた明治維新の、教育の進歩に対する大きな貢献を忘れる事は出来ない。

我々は教育の進歩の過程に於て明治維新が如何に重大であつたかを認めると共に、如何して明治維新はかく大なる発展の機会を教育に与え得たかと言う疑問を生ぜざるを得ない。歴史を必然の流れに於て捕えんとするならば、此れが偶然的事実として解される事に満足し得ないであろう。ここに明治維新の意義を一応考察すべき理由がある。

誠に明治維新は単なる王政復古ではなかつた。それはかの福沢諭吉の言うが如く「慶應ノ末年ニ天下有志ノ輩が幕府ニ迫テ大政返上の挙ニ及ビタルハ其事情正シク彼ノ英国ノマグナカルタノ一挙ニ異ナラズ。此ノ事ヲ九出シニシテ正味ノ有様ヲ云ヘバ日本ノ人民政府ニ向テ云ク君ノ専制ニハ余輩堪ル能ハズ、宜シク速ニ其ノ政權ヲ余輩ニ付与ス可シ若シ然テザルトキハ余輩ニハ尊皇攘夷ヲ名トシテ集メタル兵力アリ敢テ兵力ヲ以テ之ニ向ハン但シ君ヨリ直チニ余輩ニ政權ヲ渡ストアリテハ余輩モ聊力氣力に乏シクシテ之ヲ公ニスルコト能ワズ君モ亦数百年ノ特權ヲ頓ニ放却センニハ忍ビザル所アラン依テ爰ニ王室ヲ持出シ之ヲ名トシテ政權ヲ授受セバ双方共ニ都合宜シカル可シトノ談判ニテ遂ニ人民ノ注文通りニ其權ヲ落手シタルコト\*」であつた。結論から先に述べる事になるが此の事をもう一度平野義太郎氏に聞いて置こう。即ち明治維新は「決してブルジョア民主主義革命でもなければブルジョア革命でもなく、外国資本主義が日本封建制の崩壊を強制した契機において、みづからの内的条件により封建制の自己解体を余儀なくせられたのであるか

\* 山片蟠桃「夢之代」日本経済叢書、第二十五卷、179 頁

\*\* 司馬江漢、春波樓筆記、有明堂文庫、名家隨筆集、下、433 頁

岩波文庫本、福澤選集 91 頁

\* 日本経済史略、明治文化全集、第十卷 356 頁

\*\* 「彼等人民は誠に凡てに於て『愚蒙なれ、愚蒙なれ』てふ命令の下に立ちしなり」大隈伯昔日譚、175 頁

\*\*\* 天保九年八月朔日、水戸家戯言、徳川禁令考第一帙、306 頁

日本教育史略、前掲書 301—302 頁

明治五年、文部省伺

明治五年 太政官布告

福澤諭吉、民間雜誌、明治文化全集第十八卷 313 頁

ら、封建制の妥協解消を内包しつつ、封建的領有の全国的統一が行なわれるにいたったことである。この契機において古代アジアの体制が呼びおこされ、旧き律令が模倣される（それも明治四年までであった）ことは、その事自身、日本におけるブルジョアの生産諸力の未成熟程度な発展の限度を示すものにほかならなかった。それに照応して形成されてゆく明治維新政府も、ブルジョア発展の胚子をすでに内包する高度な商品生産に照応するものではなく、ただ反封建的勢力の結集が開港を機として、ブルジョアの発展に道を拓く方向に進み、その方向において形成された範囲においては、ブルジョアの発展の所産でありまたその方向に柔軟性をもつものであったが、同時に、この資本制の発展が、半農奴制を土台としてのみ可能とされたかぎりにおいては全国的農奴制の継承者として、したがって、ここにかの歴史的範疇としての政治形態が形成されるに至った。」

さて此れ等の事を解明してゆく為に暫く我々は、幕末を振り返って見よう。既に我々は、幕藩封建制がその土台に動揺を来しつつあった事、即ち反封建的勢力としての商品経済が進展しつつあった事を種々の場所で見えて来たが、茲に一応要約、補足して置こう。即ち徳川幕府の支配の胎内に発達せる生産諸力は既にその封建的生産関係を桎梏と感ずるまでに成長して居り\*、その故に、幕藩封建体制は全く腐朽し切って崩れかかって来、従って藩政改革による封建制維持強行政策としての貢納強化の結果せる農民の消極的積極的\*\*反抗が激化した。此の情態は同時に次の事実と考え合わせられねばならぬ。即ちまた彼等農民から収奪された生産諸手段は諸侯より高利貸商人へと貨幣形態をとって集積されそれが問屋制度の下に手工業又特にマニュファクチュアにまで発展し\*、それらは商人資本の手を通じて再生産されそれによって封建的生産関係は益々頹廢へと導かれて行った。

けれども此の「アジア的形態の高利貸附業は経済上の頹廢と政治上の腐敗との外には何等の結果を喚び起すことなくして久しく存立し得る。」\*だから此の限りでは何等革命的でないが唯「政治体制の鞏固な基礎となり且政治体制の存立上不断に同じ形で再生産されることを要する所の所有形態を破壊し分解せしめることによってのみ\*」即ち又それ故に「資本制生産方法の他の諸条件が存立するに至った処に、また至った時に、茲に初めて高利貸附業は一方には封建領主及び小生産を破壊する\*」と言う革命的な作用をなすのである。日本封建制の胎内に早くから商品経済の発達があり、封建制の土台に動揺がありつつも革命まで至らなかった所以のものは、その封建的所有形態を破壊し分解せしめる所のもの、所謂資本制生産方法の他の諸条件たるもの、を存在するに至らしめなかった所の政策、即ち鎖国にあった事を認めなければならぬ。故に此の鎖国の状態を続ける事が出来なくなった時に、即ち欧米先進資本主義諸国の開国強制、有産者的生産様式採用の強制に遇い、それによってもはや腐敗の極に達せる幕藩封建体制は破壊し分解して行ったのである。

日本封建制が諸外国と隔離して存在した事は注目し得る。封建的支配者が自己の地位保持の為に行った鎖国は、既に早くから海外に雄飛しつつあった日本人、又日本商人を狭い国内に閉ぢ込め、以てその発展の道を閉塞し、而して又最初の外国人ポルトガル人、スペイン人渡来以来入りつつあった種々の学問技芸をして殆んどその跡を絶つに至らしめ\*、更に又国内に於ては、あらゆる場所に於て、例えば町人は百姓より下座と言う封建的意識を強要しかくすべてを又特に町人を封建的意識の下に歪曲したのである。鎖国に依つてのみ可能な如き封建檀圧制によって日本人民は順当なる発展を遂げ得ず新興町人も遂に自らを卑しきものとして封建領主に寄生する存在となり、その教養に於ても結局低級なる初等教育を所有するにとどまり広く人間の解放を要求する基礎たる高等な学問を放棄して、高等教育は士人以上にまかせてしまったのである。此れ等の事情は、ヨーロッパに於て、大学が早くから新興階級の手により勃興するに至ったのと著しく異っている。これこそ明治維新が民主主義的の革命でなかった事の最も大きな理由でなければならぬ。人民特に町人が氣力を欠いて新しい社会の表面に活躍することを不可能ならしめ、維新後久しく人民が自らの手で政治を行なう事が出来なかったのは此れ等の事情による。

さて併し世界は円形であるから、此の封建的抑圧からの解放も遂に外国の力に依って行なわれる時が来る。既に早く寛政以前に於て所謂大平の眠りをさます脅威があったけれども文化文政に至って次第に開国要求強烈となった。当然支配者は己れの地位維持の為には絶対に拒否する。文政無二念打攘令はそれであった。而も近代的武器を備えた彼等には到底敵すべくもなく天保十三年又前の文化三年令に復した。此頃封建主義的攘夷論又漸く盛

平野義太郎、明治維新に於ける政治的支配形態（日本資本主義発達史講座）19頁

\* 佐野学全集第三、309頁以下、又羽仁五郎、幕末社会経済情態（日本資本主義発達史講座）11頁

又高橋亀吉、徳川封建経済の研究

\*\* 即ち離村間引、農民暴動

羽仁五郎氏、幕末社会経済情態 48—62頁参照

マルクス資本論、高島素之氏譯、第三卷、下、137頁

同書、同頁

本庄氏、日本社会経済史（前出）

それはかの寛永十七年西暦1640、以来である。

んとなって例えば「此上共弥文政之御主意ニ而夷狄をハ御遠さけ神国之人ハ夷狄を惡み夷狄人ハ神国を恐候様御仕向可然奉存候左候得者今に異国より責来候も難計と申人氣に相成大小名自ら武備をも張り神国一致いたし候而異国船を待受候様可相成其節ニ至り候而ハ数万之夷人寄来候共聊恐るるニ足さる儀勿論ニ御座候\*」と烈公は言う。この攘夷論に  
91 神国一致と言い而も同時に「日本内之合戦ハ何れが勝負いたし候ても相互ニ日本内之事ニて日本内之事ニて不苦候得共\*」と言うは明らかに封建主義的攘夷論の矛盾である。或は又近代科学を称して「洋学ノ徒ノナス所ハ極メテ幻術ニ似タルコト多シ\*」と言い、「西洋不知仁義」と言うが、その封建支配者は農民を搾取したぶらかし、漂流日本人民を届け来  
92 っても受け取らないと言う、仁義を知らざる行為をしていた。この攘夷論は決して倒幕論ではなかった。「ソレ国体ヲ明ニシ、形勢ヲ審ニシ虜情ヲ察シ守禦ヲ修メテ長計ヲ立ツルハ、幕府邦君万姓ヲ済ヒテ無窮ニ施ス所以ノ大忠ナリ。」と言うは、後の倒幕論である所の尊王攘夷論とは異なっている。

幕府を倒して以て国民的統一を成就し外国の侵略に対抗して日本の独立を全くさせたものは外の地盤から起って来た事に注目しなければならぬ。却って彼等支配者団は日本をして恐るべき危機に瀕せしめたのである。「畜ニ自国ノ施政ニ嘴ヲ容ルル能ハサルノミナ  
93 ラス殆ント之ヲ窺ヒ知ルスラ難キ場合ニ於テ安ソ外交上ノ条約ニ就テ其利害得失ヲ極ムルノ理アラシヤ\*」と後年馬場をして批評せしめた封建的秘主義に基く外交は人民の利害を考えず、又鎖国による無学と無力によって「万国普通の法と申すのは抑ニどんな事でせうか?」「まづ第一が治外法権です\*\*」と言う有様で安政条約を締結した。関税非自主  
94 権、低関税率治外法権等々が以後約四十年間存続して日本国民を痛憤惜く能はざらしめた事は遍く人の知る所である。此の開国のみでも日本経済の混乱を招くに充分であつたが更に幕府及諸藩の対外対内戦争に備えて種々近代武器購入の為に外国へ支払った金額は幕府二千二百万両余、諸藩約四百五十万弗、又借財幕府は佛より五十万弗武器購入の未済額  
95 三百三十余万フラン、米より十万弗、更に征長費の為に英佛より各六百万両を借入れんとし、三十四藩が英佛より二百八十余万兩、藩債百二十万余兩があつた\*。かくて没落途上の封建的支配者と資本主義列強との取引は内乱に対する干渉となつてあらわれ、慶應三年の幕府とナポレオン三世との密約、薩藩をして「共和政事」を主張せしめんと  
96 の英国の策略等々、又新政府成立直後に於ける榎本軍とプロシアとの北海道七重村九十九ヶ年租借条約、又佛国の榎本軍積極的援助等\*、結局英国資本の勝利その後の優勢等は所謂半植民地化の端緒とされる\*。此れ等の状態から来る意識は後、維新後に於ても「日本は貧国であるから英佛獨教師を雇入れ外国語を以て凡てをやる事は困難である。エジプトは人口四百万程にして日本より小さい。凡て佛国から学者を雇い佛国に倣っている云々、貧国なる日本もエジプトのやうに一国より学者を招雇することに定める必要がある\*\*。」ここにあら  
97 わされた考え方の如何に卑屈な事であろうか。かくては攘夷どころか日本の独立すら危いと言わねばならぬ。

併しながら一方これら半植民地化の端緒の結果に対して眞の反抗を試みていた被支配者及びそれに押し上げられた支配者内の下級武士の一団があつた。既に封建制下に於て極度に疲弊せるに加えて安政以後の開港による種々の経済上の結果、支配者による貨幣濫  
98 鑄、御用金賦課、又金貨流出、更に外国貿易による輸出品の激増、従つて国内物貨の減少、等々に基く物価暴騰、例えば大阪にて嘉永六年百文につき米一升なりしもの慶應三年一  
99 ニ勺\*、或は肥後米一石万延元年正月政字銀一二二匁、慶應三年一四七五匁、同期間に、大麦約三倍、大豆五倍、種油五倍弱、となり、安政六年より慶應三年に至る八年間に生絲約三倍半、茶約二倍、蚕卵紙約十倍、昆布三倍半、綿花四倍半\*等此れ等が結局、大衆の負擔となつた事は言うまでもない。加うるに低廉なる輸入品の市場への侵入あり、既に文久元年十二月のバタバヤ新聞にも、「交易甚だ盛んならず、日本産物の価意外に騰貴せる様子あり輸出の品は只々生絲と蠟と茶葉のみ、輸入の品も亦盛んならず、此度は輸入せること夥しきの故に其価低下して貿易を成し難きに至る\*」と日本経済の混乱を述べ、斯うした事情に一番打撃を受ける者、勿論農民、都市小市民又既に變質していたと言われる下級武士であつた。既に安政四年筒井政憲の眼に「当節不容易莫大之御国費公儀のみならず  
100 大小名も多分之入費御旗本御家人の向などは家事賄にも当惑人氣も不穩事に御座候賦斂も厚く相成候へば国中之農商も及難渋、諸侯領分弥益疲弊給費に疲れ候様相成時は御國中

烈公戯言（前出）徳川禁令考第一帙、308 頁、又 296—312 頁参照

同 299 頁

關邪小言、明治文化全集、思想篇、136 頁

前掲書 56 頁

「徳川時代の武士に愛国心はなかりし」とは大隈の言つた事であつた。

\* 馬場辰緒、条約改正論、明治文化全集外交篇 333 頁

\*\* 尾佐竹猛著、国際法より見たる幕末外交物語、197 頁参照

尾佐竹猛博士、国際法より見たる幕末外交物語、438—453 頁  
羽仁五郎氏、幕末社会経済状態後編、95 頁以下参照

尾佐竹氏前掲書、又同氏、維新史叢説、等参照

\* 服部之總、幕末に於ける世界情勢及外交事情、参照、(日本資本主義発達史講座)

\*\* 明治文化発祥記念誌 83 頁

明治文化全集、社会篇、見返し絵

羽仁氏前掲書、90 頁以下

明治文化全集、新聞篇、202 頁

之疲弊擾乱相成、人気も不穩様相成候へば自然盜賊も起り五十三十或は百二百も党を結候様成行候得ば御國中内乱を醸し其中え黒船度々罷越及侵掠候様之事に相成候得ば御大切之御事に御座候云々、金子用立呉候町人杯も無之当年は門訴訟杯も折々有之百姓共連も遂に強訴門訴に及候は能々憤り忍び兼候に付右様之不屈にも及び候\*」と映じた人民の人気不穩はその後の打撃にいよいよ激しく爆発した。万延元年より慶應三年に至る百姓一揆実に三十九回、慶應二、三年大阪兵庫江戸の大きな打毀し、かかる中に眞の国民的独立の精神、国民的統一の要求が起って来たのである。「方今天下ノ浮沈各国ノ攘夷神州侵浸ノ十有余年、皇国ヲ併呑セント欲スルノ形勢アリト雖モ姦吏頑愚ニシテ其巧ヲ察セズ徒ニ光陰ヲ費シ勤メテ私欲ニ走り遂ニ醜夷ノ望ヲ許シ皇国日用ノ産物ヲ以テ渠力無益ノ汚物ニ易フ之ニ依テ物価日々に益ス益ス騰貴ナリ云々\*」と攘夷をとき倒幕を説く。又村田蔵六が蘭学者でありながら「あんな奴原に我儘をされて堪るものか\*」と憤慨し、福沢諭吉も「維新前後の無茶苦茶の形勢を見て、逆も此の有様では国の独立は六かしい。他年一日外国人から如何なる侮辱を被るかも知れぬ云々、行く先きの永い子供は可愛そうだ一命に掛けても外国人の奴隷にしたい云々、如何でもして西洋の文明富強国にしたい云々\*」と国民的独立の要求が起る。

茲に倒幕の指導者として登場したものこそ外ならぬ知識ある階級にして而も貧窮の底にあった下層武士であった。彼等が既に早くから、日本外史、日本政記、大日本史等により、更に又近代科学洋学により教育された事は前に述べたが、その生活に於て一般人民と殆んど等しき体験を有し、而も上層支配者に対しては借知半知の為に、「主を恨むること怨敵の如く\*」とあった彼等、更に「親の敵でござる\*\*」と言う程の門閥制度に対する不満ある彼等が、自らも含めた万民困窮を見る時、その所有する理論的武器を以て神国一致の具体化へと走ったのである。ここに明治維新が一見下級武士の単なる王政復古運動の結果の如き現象を呈したのである。彼等下級武士が如何にその上層武士に対して不満を有しようともそれは結局封建支配者団の分裂にすぎず、その限り彼等は革命的たり得なかったけれども、ここに外国関係逼迫し、封建支配者に於ては矛盾であった神国一致の思想をその現実生活と結びつけて痛切に神国一致して攘夷すべき事を感じた時、遂に革命の担当者となったのである。だから下層武士への攘夷論的尊王論の教育は明治維新にとって重要な意義を有する。同時に又明治維新は日本のみの立場で考察され得ぬ事も事実であり、これ等の事情の下に下級武士によって行われた王政復古の結果成立した新政府が封建領主の妥協的統一政府であったとしても当然の事である。

さて斯くして彼等下級武士は文久頃に「攘夷を名として尊皇を説き其志を伸ばさんと欲するもの恐るべきなり\*」と幕府の名士水の筑後守をして言わしむるに至り、而して腐敗せる封建社会の半植民地化の端緒的情勢に反抗して、人民一般の名に於て国民統一を要求し、その勢益々激化した時、徳川慶喜は「上略、当今外国ノ交際日ニ盛ナルニヨリ愈朝政一途ニ出テ不申候テハ綱紀難立候間從來ノ旧ヲ改メ政權ヲ朝廷ニ奉還シ広ク天下ノ公議を尽シ聖断ヲ仰キ同心協力共ニ皇国ヲ保護仕候へハ必ス海外万国ト可並立候云々\*」と大政奉還に及んだのである。斯くて王政復古の大号令が下されたのは慶應三年十二月九日であった。

かくして明治維新政府は成立した。たとえ氣力を欠いていたとしてもそれは反封建的勢力の結集であり、人民の支持があったのである。又なければならなかった。従って、王政復古の大号令に、又五ヶ条の御誓文に、新政府の民主的傾向は強い。私はここで福岡孝悌の次の言葉を思い出す。即ち「御誓文發布ノ直接ノ動機トシテ、政府財政ノ窮乏ヲ挙ゲル者モアル。当時朝廷ニテハ御内帑ニ欠乏シ、勤王諸藩モ既ニ各自其財政ニ苦シンデイタノデ、朝廷に献金スルノ余裕モ無カッタ。然ルニ一方征東総督カラハ軍資金ノ督促ガ矢ノ様ニ来ていた際デアッタ。ソレデ民間ノ豪農富商ヲ促シテ御用金ヲ献上セシムルガ為メニハ、朝廷ノ大方針ヲ確立シ彼等ヲシテ新政府ヲ信用セシムルノ方策ニ出テネハナラナカッタ云々\*」人民を信用させる為にはあれだけの宣言が必要であったのである。そして人民なくして政府はない。もはや政府の進むべき正しい方向は極っている。五ヶ条の御誓文に表れた道であった事は言うまでもない。

幕末外国関係文書一七、筒井は当時鎗奉行、即ち警視總監であった。

前八年間は十六回であった。

形勢論、明治文化全集雑史篇 534 頁

福翁自伝、(時事新聞社版) 257 頁

同 337—346 頁

\* 本多利明、経済秘策、日本経済叢書、卷十二、59 頁

\*\* 福翁自伝、十頁、又福澤諭吉伝、第一巻、42 頁以下、石川幹明氏のくわしき説明がある。

下級武士革命は、万民困窮の集中としてののみ、万民から押し上げられたものとしてのみ意味がある。

福地櫻痴※、幕府衰亡論(国文館発行) 155 頁、もはや既に攘夷は戦略と化した。

万民困窮救済を叫ぶもの、例えば御災かした門外討死の浪士懷中書、江戸日本橋高札場張札、又孝明帝三策ノ勅旨等

明治政史、明治文化全集正史篇、上、3 頁

尾佐竹猛博士、維新前後の立憲思想、前編 247 頁

## 111 第三章 皇道主義の教育

## 一、

復古王政政府の成立した当時、政府部内に於ける一般的思想傾向としては、例えばかの山内容堂の慶應三年十二月二十二日の建議に於ける如き「当時御政体御変革ニ依リ速ニ外国へ御布告当然ノ御事。右御告文ハ朕ハ列侯会盟ノ主ト被遊候御儀、乍恐今日ニ於テ事理適当ノ御文体ト奉拝見候。」と言う封建貴族的な考え方が挙げられるであろう。其れは前章に見た如き過程を経て成立した維新政府の必然的結果と言い得る。されば二年五月公議所

112 に於て森金之丞提出の議案「御国体之儀ニ付問題四条」の中封建郡県両制の理否得失如何について、「我神州ハ名義ヲ以テ立タル国ナレバ、皇統連綿仮令舜禹ノ如キ聖人出ルモ禪讓ノ事アルヲ得ズ・此名義ヲ以テ推ス時ハ、諸侯ノ国ト雖モ、其理ハ一ニシテ、累世君臣ノ義俄ニ廃ス可ラズ。云々\*」或は「上略。天下ノ治不治政事ノ挙息ハ、其人存スルト、

113 亡スルトニ在ルコトニテ、豈制度ニ在ンヤ。所謂有治人無治法ナリ。方今如何なる時勢ゾヤ、東陲兵革未息、外夷覬覦、旦夕將開禍釁、人心洶々、臨深履薄ノ思ヲナセリ。此儘ニシテ、安集撫綏スルモ、尚恐ラクハ動乱騷擾センコトヲ。況ヤ大制度ヲ大変革シテ、以テ之レヲ攪キシダルニ於テヤ、此レ微臣等、旧貫ニ仍ルヲ以テ是トスル所以ナリ。云々\*」として封建制維持を主張する者殆んど全てであったのも己むを得ない事であった。か

114 かる一般的反動的傾向に対しては、大久保利通の如きも「公議所など無用の論多く、未だ今日の御国体には適し申まじく候間、云々\*」とし、又「幕府の季世勢焰猶熾なり。空論日を送り民社の安危を膜外に置く。云々\*\*」とした。にも拘らず当時未だ強力な武力も、確固たる財政的地盤も有しない政府は、観念的な王政復古の主張にとどまる封建的分子を

115 内在せしめざるを得なかったのである。又慶應三年十二月十八日「上略、自今朝廷ノ欧米諸国ヲ待遇スル漢土諸国ト同体ナルヘシ。\*」と言う開国主義の声明に接し「公卿始め大に一驚を喫せりと云う\*」所の事実も、当時上層階級の主張せる王政復古の如何なるものであったかを思わしむるに充分である。

明治政史、前掲書 21 頁

公議所日誌、明治文化全集憲政篇、66 頁

同書、67—68 頁

\* 尾佐竹氏、維新前後に於ける立憲思想、後編、500 頁

\*\* 明治政史、前掲書、85 頁

明治政史、前掲書、19 頁

斯る観念的復古思想が、当時の封建的連邦政府を土台としてその実を結んで、其処にある大掛りな大宝令復帰の諸制度が現出したのである。教育も亦例外ではなかった。

116 明治元年三月十二日従来公家の学習所たりし学習院を復興し、四月十五日に至って大学寮代と改めた。而して「人材ノ教育ハ最其急務タリ。故ニ三十歳未満ノ輩ハ専勤学ニ従事シ務メテ実用ノ学業ヲ勉勵セヨ。其ノオカヲ計リテ拔擢ノ選ニ充テン、云々\*」と公卿に令したのである。勿論未だ教育の客体として人民が考えられるに至っていないのであった。此れは新政府の官吏養成主義を表明したものとして、将来の方向を示している。これより先三月、さきに学校制度取調を命ぜられた矢野・玉松・平田等の国学者によって、学舎制なるものが内国事務局に提出されている。其処に計画されたものは大体王朝時代の大学寮の復活であって、皇祖天神社を寮中に設け、「中古ニハ漢学ヲ専務ト被遊候付大学寮中ニ皇国之神祇先賢ヲ不祭シテ只積奠之法ヲ嚴重に被立候へ共是甚主客ヲ違候事ト奉存候中略、何分積奠之儀而已嚴重ニ被為行恐クモ日御子ニシテ是ヲ拝シ賜フナトハ条理甚不都合之御儀ト奉存候\*」と云う考え方から積奠にかかわって学生以上皇祖天神社の祭祀に仕奉る事になっている。又学饗五字とし、本教学、経世学、辞章学、方伎学、外蕃学の五分科組織をとっているが此の分け方にも難があり、既に秋月種樹\*\*によっても「経世ハ漢西洋学ヲ兼又詞章ハ尤漢学ヲ主トス此ニ科杯ハ別ニ離シ更ニ外蕃学一字ヲ設ルコト如何、

117 云々」と實際上の運用について疑問が提出されているが、兎も角、斯くの如き国学中心主義の、従って又実用の学業は広く世界に求める国是とは幾分隔りがあった所から、岩倉、大久保等に満足を与え得なかったであろう\*。更に又本教道、紀伝道、明法道、言語道の四科を皇国学寮に設くべしと言う本居豊穎の建白もあったが、此の様な一般的な復古の又多分に鎖国的な傾向に対しては、後の侍講文部大丞西村茂樹が四月太政官に建白して

118 「是まで亜細亜洲の學術唯一国を治むる事のみを主として、広く宇内を知らず、故に其論狹隘にして固陋に流れ、中略、或は迂闊となり或は矯激となり、畢生見る処門牆の外に出づる事能はず、是れ亜細亜學術の弊に御座候、又亜細亜人の性たる、古きを好み新しきを惡み、施設を改むれば復古といひ、道理を論ずれば尚古といふ、古の今に勝ると云ふ事は

119

120

日本教育文略、明治文化全集教育篇 353 頁

\* 本居中衛弁事局へ建議文中にあり、法規分類大全、学政門、第一、5 頁

\*\* 同書四頁、外蕃学について秋月種樹の意見がある。

長谷川昭道伝、79 頁参照

121 決して無之筈に御座候、然るを拘々として古を崇び今を議し候故、聞見日に汚下に趨り知識益衰拙に赴き申候云々\*」と述べた様な批判も亦行われたであろう。

122 元年九月に至って漢学所が梶井宮に、皇学所が九條邸に「大学校御取建被遊天下ノ人オヲ集メ文武共盛ニ被為備度思召候処方今御多端之折柄末々御取調モ行届兼候間\*」と言う理由を以て一先ず設けられたのである。結局かの学舎制案なるものも当局者の意にそうものではなかったのである。此の間に在って、長谷川昭道が八月岩倉に建策した所\*に依ると、皇学とは「神皇ノ大学」の意であり、それは「元ヨリ世ニ神道ト称シ国学ト唱へ、或ハ、和学、古学、本学杯と名ツケ、皇道ノ一端ヲ取り、一偏ニ執拗拘泥シ、或ハ儒佛老荘ノ末節ヲ附会牽合シ、又ハ、漫リニ儒佛ヲ忿疾排斥シ一家ノ私見ヲ主張妄作シ、其弊、却テ皇道ヲ狭小ニシ皇法ヲ敗亂スル如キノ者ニ無之、心学ト唱フル者ノ如キニ無之、又漢土

123 伝フル所ノ河図、各書、易家、六籍、諸書ノ如キ真虚実錯雑紛擾トシテ、其弊、大ニ三オヲ誣罔シ、後世ヲ誤ル者ノ如キニ無之\*」く老荘でなく、佛でなく、刑名法術でなく、宋学でなく、陽明学でなく、「西洋諸国ノ学ノ如キ、専ラ技巧ヲ事トシテ道德ヲ顧ミズ、頻リニ功利ヲ談ジテ仁義ヲ傷害シ、漫リニ三オ万物ノ形氣ヲ窮理分析シテ、曾テ至誠至神ノ真道アルコトヲ知ラズ以テ神明ヲ侮慢シ三オヲ翫弄スル者ノ如キニ無之\*」く、要するに「神皇ノ御大道ハ至誠至善至大至高至中至正純粹一貫ノ至道ニ御座候テ、即チ三オノ大經大法ニ御座候。其太学ハ即チ三オノ大經大法ヲ講習スルユエンニ御座候テ、即チ文武ヲ総ベ古今ヲ貫キ、世界ヲ統括イタシ候三オ至大ノ御教学ニ御座候云々」で、かかる皇学を学ぶ皇学院の下に国学寮兵学寮漢学寮、洋学寮を置かんとするのである。斯くて「神道国学和学兵学儒学洋学老佛ノ学ヨリ諸子百家天文地理医学理学其他何学ニ候共、大ニ真眼目

124 ヲ具ヘ大活眼ヲ開イテ之ヲ大觀仕候トキハ、能ク其善良ナル者ヲ択ンデ之ヲ用ヒ玉ヘルトキハ、大ニ皇道皇学ノ羽翼トナリ、大ニ御国家ノ御光輝ヲ増益」すると言う。此の考えの直接の現れとは言わずとも、皇漢両学所の設置は大体以上の様な考え方の下になされたと思えるであろう。

126 其の両学所規則第二条に「一、漢土西洋ノ学ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事、但中世以来武門大権ヲ執リ名分取違候者許多ニ付向後屹度可心得事\*」とあり、茲に徳川幕府の漢学主義は完全に没落したのである。九月十八日漢学所開講せられ、十二月十四日より皇学所も開講せられた。

さて漢土西洋の学を羽翼とする皇学とは如何なるものかを次に皇学所規則によって一応見て置くべきであろう。それは正しく国家の期待する所と一致し得たか。皇学所規則\*\*に依れば、

127 一 毎年正月御開講日  
古事記表文議講  
二七日 講釈 古事記 三八日 同令義解 四九日 会読 日本紀  
五十日 講釈 万葉集

更に翌二年正月八日の規則によれば、皇学中分科\*として  
本教学 神典 皇史 地志 系譜  
経済学 礼儀 律令 兵制 食貨  
辞章学 歌詞 詩文 書法  
図書芸伎学 天文 医術 ト筮 音楽 律曆 算数

128 とあり、又学生之事の中に「学方は羽倉東麿岡部真淵、本居宣長、平田篤胤をもて本宗とし其他諸家末書を博折衷可致事\*」とあった。以て其の本質を知るべく、同じく学生之事の中に「御政務之失得を私に誹議、一切禁制之事\*」とあるは、かの寛政五年の聖堂学規中の勿議国政を思わしむるものがある。併し二年九月二日「京師大学校御建替ニ付皇学所漢学所当分御廢之事」となり、ついでそれも中止となった。東京遷都と共に新政府教育政策の全力は東京に於ける大学校建設の事に向けられたのである。

130 既に元年六月以来旧幕府の昌平学校、開成所、医学所は復興されていたが、二年六月十五日此れ等分立せる教育機関の総合が行なわれた。此れは京都に於ける計昼の一步進んだものと言ひ得るであろう。即ち昌平学校を以て大学校とし、且教育行政中史官庁を兼ねしめ、大学校分局として、開成学校、兵学校、医学校を置いた。同年十二月に至って更に「大学校ヲ大学ト改称、開成所ヲ大学南校、医学校の大学東校ト可称事」となったがそれは「詔

西村茂樹伝、上、297 頁

法規分類大全学政門一、(前編) 7 頁

長谷川昭道伝参照、以下同様

同 72 頁、以下

法規分類大全前掲、七頁

十二月十日定められたるもの、東京帝国大学五十年史、上冊、29 頁、以下参照

同書、31 頁

同、21 頁

文聖旨ノ如ク皇漢洋三学ノ名目アリト雖モ之ヲ取テ我国に用フルトキハ尽ク皇国ノ学ナリ仍テ皇漢洋三学ヲ小石川水戸邸へ合併シ、総テ之ヲ称して大学トスルノ建議アリト雖モ、其事未タ行ハレス、地分カルレハ生徒講習ニ便ナラス、気脈不通ニシテ不都合ノ事ノミ多シ、今ヤ、断然水戸邸ヲ以テ大学校ト定メ各分課ヲ以テ寮ヲ分チ、皇漢洋雅名ヲ以テ寮号ヲ署記シ已来皇漢洋ノ称呼相廢シ候ハバ始テ大学校ノ大規模相立チ人材可輩出\*」と言う考えに基づいたものであろう。茲に綜合大学の進み行きの端緒を見る事が出来、同時に従来の学問の区別の仕方、皇漢洋にかわって、新しい実際的な見地から学問を見て行かんとする傾向が明瞭に見られる。

東京帝国大学五十年史上冊、58 頁

二年六月十五日の達\*によれば、大学校を「神典国典ニ依テ国体ヲ弁へ、兼而漢籍ヲ講明シ実学実用ヲ成ヲ以テ要トス」とし、開成学校を「普通学ヨリ専門学科ニ至ル迄其理ヲ究メ其技ヲ精ウスルヲ要トス」とし、医学校を「医理ヲ明ニシ薬性を審ニシ以テ健康ヲ保全シ病院ヲ設ケ諸悪ヲ療シ実験ヲ究ムルヲ要トス」とした。かくして、「大学校は国体ヲ弁へ道を明にするを目的と為し、道は綱常彝倫の道たると同時に又自然理法たれば、皇漢学に依って前者を明にし、泰西日新の学に仍って後者を明にし、道の体を明にする大学校と、道の用を明にする開成学校、医学校とか鼎立することと\*」なり従って「泰西の學術を学ぶ者をして、皆同時に国体に通ぜしむべしと言ふにあらず、亦国体を究明するものをして、皆同時に又泰西日新の学に通ぜしむべしと謂ふにあらず\*」即ち「一人をして道の体用に通ぜしめんとするにあらず\*」とする考え方は、現代教育の理念たる理性と徳性との統一ある人格を養成せんとする教育に比してかなりの相異を認めざるを得ない。真に用に通ずるものにして体を明にする事が出来るものである事は言うを俟たないであろう。かの漢学者達が「動モスレハ国家ノ為ニスト唱へ、空理虚談ノ途ニ陥リ其論高尚ニ似タリト雖モ之ヲ身ニ行ヒ事ニ施スコト能ハサルモノ少カラス\*」とされ「畢竟其学問の実に遠くして日用の間に合わぬ\*\*」とされたのは何故であつたろうか。既に西周も言っている。

法規分類大全、前掲8 頁、9 頁

東大五十年史、上冊、19 頁

\* 太政官布告、法規分類大全、一八頁

\*\* 福澤諭吉、福澤選集（岩波文庫）七三頁

「抑々儒者ノ道ト申ス者ハ如何様ニモ政教ノ考ガ混雜シテゴザルガ先其病根ヲ申サバ大学に修身齐家治国平天下トテ修己治人ノ道ヲツツニ言ツタ所ヲ後儒ガ見損ッテ己サヘ脩レバ人ハ治メラレル、誠意正心が出来ルト天下ハ平カニナルト心得テ何デモ格物致知誠意正心ト云フカラソレサヘ出来レバ治国平天下ノ事業ハ別ニ学問モセズ其利害得失ヲ講明セズモ自然ニ出来ル様ニ心得テ禪宗ノ坊主ガ座禪ヲスル様ナ事ヲ政ラスルノ本ト思フハ痛ク取損フタコトデゴザル\*」と。此れは勿論封建的理論としての儒学に対する批判であるけれども、二年六月の達に表明された所の学問に対する考え方が、道の体と用とを明に區別する考え方である限り、而して前者を明にするに皇漢学を以てし、後者に洋学を以てせんとする限り、同様な批判を受けねばならぬであろうし、更に斯くの如き思想がかの国学者達の思想であるならば国学も亦儒学と同様な批判を受けねばならず、その限りに於て国学は封建的理論の漢学と何等本質的な相異を持たないとされねばならぬであろう。かくて其の達に言う所の「道ノ体タルヤ物トシテ在ラサルナク時トシテ存セサルナク其大外ナク其小内ナシ及チ天地自然ノ理ニシテ人々ノ得テ具ル所其要ハ即チ三綱五常其事ハ即チ政刑教化其詳ナルハ則和漢西洋諸書ノ載ル所、学校者及チ斯道ヲ講シ知識ヲ広メ才徳ヲ成シ以テ天下国家に実用ヲ奏スル所ノ者ナリ\*」とは、矛盾していないであろうか。

百一新論、明治文化全集、思想篇、246 頁

前出

さて此の大学校に於ける国学中心主義はいよいよ明瞭となって来た。それは二年九月十二日大学別当より集議院への下問\*に最も端的に表現されている。即ち「皇漢学合併被仰出候ニ付テハ、博士共合議ノ上、略規則相定メ、奉仰朝裁綱領如左」として、

集議院日誌、明治文化全集憲政篇 169 頁

- 一 皇国学神ヲ祭り孔廟積尊御廢止ノ事、
- 一 漢籍ヲ素読スルコトヲ廢シ専ラ国書ヲ用ヒ候事、中略、
- 139 一 講義質問席ヲ設ケ学業ヲ四科ニ分チ皇漢学博士教授ヲシテ各其一科ヲ司リ生徒ニ授ケシムル事、中略
- 一 孟子ハ名分ヲ論スル処ニ於テ国体ニ不合条アリ正科ニ入ルコトヲ許サズ自己講習ハ禁ナシ、

と。以て大学校が如何なる学問をなさんとする所なるかは明瞭なるべく、又此の風潮は学神祭なるものに一層よく表されている。即ち二年七月二十九日「八月五日大学校御開覽ニ付明後二日辰上刻御祭典御執行相成候云々\*」と達せられ、当日其式に於て「八心思兼命を新築大講堂に祭り朝廷より姉小路殿を勅使として遣わされたり、時に平田博士は白髪

法規分類大全、(前掲) 9 頁



髻々として衣冠を着け、いと悦ばしげに之を迎え云々、此の如くにして古来の漢学校も俄に社務所の如くになり\*\*」而も「大成殿の聖像は蛛網に鎖され、顧る者もなく\*\*」になったのである。

\*\*「昌平遺響」東大五十年史、上、47 頁より引用

かかる時、共に同一学校内に教授する漢学者の反対運動は起らざるを得ないであろう。此の皇漢両学者の紛争が「如何なる形を以て現れしか史料を欠くを以て之を詳にし難\*」いとされるが九月八日「扱学校事件昨夜以来千思万慮を極候共皇漢区分致し候より更に他策無御座\*」き有様であった。かくて先に述べた四条の集議院下問となったのである。今や公議によって儒学の抑圧をせんとしたのであったが、その討議に於て「應神天皇博士ヲ百済ニ召シ始テ儒教ヲ聞キ万世億兆ノ君師ト為リ玉ヘハ、宜ク天皇ヲ学神ト崇祀ス可シ而シテ孔廟釈尊ヲ廃止スル如キハ、甚不可ナリ。果シテ然ラハ、博ク人ニ取テ善ク為ス、我天皇ノ御公心ニ悖リ、知識ヲ世界ニ求ムル今上ノ御誓文ニ遠ヒ、其罪古今ニ容レラレス、云々、顧フニ、此説ヲナスモノハ、国学者流忌克ノ心ヲ挟ミ、漢土孔子ノ教ヲ以テ、我国ノ道に非ストシテ、別に荒唐繆悠ノ説ヲ以テ、我国ノ道トナシ漢竺ト対壘セント欲スルモノヨリ出ルニアラスヤ云々\*」とされ、或は又「孟子ヲ正科ニ入ルヲ許サザル云々。蓋其書齊梁ノ君ニ王タルヲ勤メ、湯武ノ放伐ヲ是トスル等ヲ以テカ。凡書ヲ読ム、其跡ニ泥マス其意ヲ活用スルニアリ。孟子云ハスヤ、尽ク書ヲ信セハ書ナキニ如カスト。其書何ソ必シモ正科ニ入ルコトヲ禁セン\*」等、大同小異の議論\*\*を以て否決されたのである。往々空論書生論に走り、且反動的傾向を多分に有した集議院であったが今の場合我々は何れにその論の正当さを認め得るであろうか。我々は茲に国学思想の無力、或は反動化の傾向を認めざるを得ない。此の傾向は後述する所の三年二月の大学規則并中小学規則の公布に至って遂に極点に達し、政府の教育政策の妨害となり、遂に大学本校を閉鎖するに至ったのである。

同、東大五十年史、上、49 頁

集議院日誌、前掲書 170 頁

\*\*集議院日誌、前掲書 176 頁に「此外議員百七十七名、議論大同小異」

かくして政府の国学中心主義の政策は遂に失敗に帰したのである。国学は近代国家の国民を教育すべき学問でなかったのである。かかる思想によって教育を行なわんとした事は、又教育制度を生み出さんとした事は、明に政府の失敗とされねばならぬ。政府は三年二月に於て方向を転換している。否むしろ正道に復したとも言えよう。それに集議院の輿論が多少とも貢献をなした事は想像されるであろう。

さて併し幕末に於て尊王論を興起せしめ、国民をして明治維新を成就せしめた所の指導的地位にあったと言われる所の、単なる上代研究や国文学でない筈の、その意味に於て封建理論、儒学に対立する所の、国学思想、又その思想の奉持者国学達が、封建理論から一歩も脱し得ず、遂には漢学者と共に新しき学問に反対し、以て自ら墓穴を掘るに至ったのは一体何故であろうか。曾つては現実を鋭く洞察し、その故に清新であった国学が、今や何故に現実から遊離して国民を指導する力を失い、その故に政府の皇道主義の教育政策に一蹶跌を来さしめねばならなかったであろうか。国民と共にある学問であるならば、泰西日新の学の採用があろうとも、決して没落する筈はないであろうに。

茲に一応我々は国学について社会的なる観点より考慮を加えて置くべきであろう。既に見た如く維新後の国学思想は多分に封建的であったが、国学の本領とする所は確かに斯くの如きものでなかった。国学の完成者宣長の言うが如き「百姓町人大勢徒党して強訴濫放することは、詮する所、上を恐れざるより起れり。抑此事の起るを考るに、後にいつれも、下の非はなくして、皆上の非なるより起れり\*。」と上即ち封建的支配者の非を充分認識している。かかる傾向の一定の反映として、そこに国学が封建的支配の理論的支持者たる儒教、或は武士道更に仏教に対して「からごころ」として排斥を加えた事、それが国学の本質的動向であった事は何人も認める所であろう。

秘本玉くしげ、岩波文庫、61 頁

既に竹岡氏に依っても説かれた如く\*、近世史上に於ける一思想としての国学は、決して単なる上代研究ではなく、中葉以降此の国の社会に支配的であった儒仏に対して多くの迷妄を見出し、それに対する批判であり、又従って倫理的人間解放運動であったのである。かくて「すべて世の中のよろづの事は、みな天よりなすわざとして、天道天命天理などいひて、これをうへなく尊く畏るべき物とぞすなる、みだりに造りまうけていへるものなり、ただ漢国人のわたくしの造説にてまことには其理としてはあることなし\*」、と儒教道徳に痛烈な批判を加え、又「親の喪にいみじくやつれたるを孝心ふかき事」にするのも「例のいといとうるさきわざ\*\*」とする。又「金銀ほしからず」と言う武士道的考え方も「例

竹岡勝也著、近世史の発展と国学者の運動、171 頁以下参照

\*玉勝間（岩波文庫）上巻 40 頁

\*\*前掲書、上巻、108 頁～109 頁



の漢やうの偽」で「金銀ほしからぬかほするにて、よろづの物金銀をだに出せば心にまかせて得らるるものを好書ほしからむにはなどか金銀ほしからざらむ\*」と言う。

151 又封建的支配の道具たる儒教道德の強制に対しても、「もろこしの古書ひたすら教誡をのみこちたくいへるはいとうるさし人は教へによりてよくなるものにあらず\*」と評して無用とする。かかる思想が当時如何なる階級のイデオロギーの反映なるかは既にしばしば説かれた如くである\*。更に又宣長の排斥する「からごころ」は決して排外主義でなく、彼が排斥したのはその外ならぬ排外主義独善主義「唐の国人あだし国あることを知らず、万の事みな其国のいにしへの聖人といひし物のはじめたるごとく心得て天地の間に国はただわれひとり尊しと、みだりにほこれる\*」様をであった。公平に「物かくにはなほ唐の紙にしくものなし\*」と言う彼であった。かく「からごころ」を排し、それに汚濁されない上代人の「まごころ」を研究せんとするがそれはあくまで未来への為であり、単なる復古尚古ではなかった。「今の心にて思へば古はよろづに事たらずあかぬ事おほかりけむ\*」と上代の足らぬ事を述べ「何事もつぎつぎに後の世はいとはずかしきものにこそありけれ\*」と後世の進歩を説く。

斯くして彼宣長は「からごころ」の名に於て実は当時桎梏化せる封建的武士的道德、儒教的教化政治主義に反抗せるものであった。この点に於ては仏教とても同様であった。此の儒教的、仏教的倫理の排斥があったればこそ、その文学的貢献、勧善懲悪的批判を排斥

154 して客観的文学批判の樹立をなし得たのである。而して「惣じて武將の御政はたとひいかほどに人徳を施し万民をよく撫給ひてもみなこれ私の為の知術\*」、封建制批判はここに徹底的である。

併し我々はこの宣長が同時に「さて今の御代と申すはまづ天照大御神の御はからひ、朝廷の御任によりて東照人紙御租命より御つぎつぎ大將軍家の天下の御政をば敷行わせ給ふ御代にして、其御領内領内の民も全く私の民にはあらず、国も私の国にはあらず、然ればかの、御代々の大將軍家の御掟は、即ちこれ天照大御神の御定御掟なれば殊に大切に思召て此の御定御掟を背かじ乱さじとよく守りたまひ云々\*」と言う変態的な矛盾せる理論\*\*を吐く事に注目させられる。此の矛盾は一体何処から来るものであろうか。前述の如く国学は封建社会の中間層町人に地盤を置きその意識の反映として支配者又支配形態そのものに反抗したのであるが、かかる反抗は、唯下層農民都市小市民の封建制に対する本質的な反抗を充分徹底的に包含し反映する時にのみ、徹底的たり得るのであって、若し多少なりとも是を欠くならば、その中間層たる浮遊的性質の故に忽ちその意義を失ひ否却って封建的支配への奉仕となってしまうであろう。此の点に於て宣長が「鄙劣なる商人心\*」とか「高か町人百姓の事にて\*\*」とか言う言葉にあらわした愚民思想が真に勤労人民と共に進み行くことを得ざらしめたのである。然し又鎖国的日本封建檀圧制の下に於てはむしろかかる歪曲が必然とされるであろう。かくて宣長に於て既に自己否定のあった国学は篤胤によって代表される後期国学に至って益にその弱点を発揮して行った。「篤胤によって継承された事は宣長の国学の為に幸福であるとは言はれない\*」とされる如く篤胤は宣長の長所を発展させる事なく多くの神秘、独断、迷妄に入り込んだのである。かくて現実

158 は国学を追い越してしまったのである。

斯る万民から離れた国学は尊王論、王政復古を万民に提供したけれども、自らのそれは観念的映像、或は一つの情緒に過ぎず、従って理性を失った極端なる排外主義、復古主義に陥り、又封建主義に閉じこもったのも無理はなかった。それは例えば長谷川昭道の五ヶ

159 条の御誓文に対する評「右五ヶ条ノ御誓文皇道ニ反シ国体ニ戻リ三才ノ大経ニ背キタル事の有之ト存附云々\*」と如何なる点に難を見出したかは明瞭でないが\*\*御誓文が以後の日本を導く目標となった事を思えば、それに対する彼の斯る批評はたぶん彼の反動的な点を表しているとされようし、又かの平田鐵胤が、明治元年「天綱解紐之後皇道地に墜候より、異端邪説時に乗候て相作り、君臣父子の大倫上下尊卑之名分とも七年仕、遂に一向己が私利私欲に惑溺仕、胤臣賊子代興候も実に名教地を払候に胚胎仕候事\*」と通商により上下尊卑と言う封建的名分の乱れんことを恐れて排外思想を表明する事にもあらわれて

160 いる。

もはや国学は維新と共に第一歩を踏み出した新しき社会を指導し得なかった。そして、封建的理論を振回して学神祭の如き遊戯的示威運動によって漢学を抑圧せんとし、又三年

同下巻、110 頁

同下巻、212 頁

竹岡氏、前掲書、273 頁、伊藤多三郎氏、国学の史的考察、特に 318 頁以下

同、上巻、273 頁—274 頁  
下巻 209

同書、下巻 210 頁  
下巻 66 頁

玉くしげ（岩波文庫）27 頁

\* 玉くしげ（岩波文庫）29 頁  
\*\* 既に村岡博士によってこの矛盾、変態は証明されている。

\* 秘本玉くしげ（前掲本）80 頁  
\*\* 同 63 頁

石田梅巖にはじまる心学とても此の運命を免れる事は出来なかった。梅巖は町人の賈利を堂々と主張すると同時に分を守ることを説くとして忘れぬ、此の分を守るとは封建的名分への屈服であった。

竹岡氏前掲書 287 頁

\* 長谷川昭道伝 86 頁  
\*\* 彼は「万機至当ノ公論」「大ニ会議ヲ興シ」等と言う。又「広く知識ヲ世界ニ求メ」と言う。長谷川昭道伝参照

平田鐵胤建言書案、明治文化研究論叢 24 頁より引用、綿貫哲雄氏論文、維新前後に於ける伝統意識参照

161 二月以降忽ち漢学者と結託し新しき学問思想に反対し結局自ら没落して行ったのである。それは万民から離れた国学の必然の運命であった。実に此の人民と共にあること、こそ学問の発展の地盤であることは忘れられてはならない事であろう。かの佐藤信淵が幕末に於て明治初年に於けるよりも優れていたとされる近代的教育観を、その国学的世界観から生み出したのは、唯彼が下層農民の悲惨なる現実に直面して、そこに勤労人民と共にその現実を否定止揚せんとした結果に外ならないのである。此の優秀なる労作をもった国学思想の維新後の没落は又余りにも悲惨であった。

かくて国学の没落と共に早くも明治三年政府の皇道主義の教育も姿を消したかの如くに見える。しかし決してそうでない事は次に明かにされるであろう。しかしその場合に於ても、その皇道主義が果して正しい道を歩いたかどうかは疑問であるが。我々は皇道主義の国民教化を見よう。

## 二、

既に復古論にも述べられている如く「元弘ノ復古ハ上ノ思召ヨリ出来タル事ニテ下万民ノ心ヨリ起リシニ非ズ。此故ニ上の思召聊動キテ忽チ武家ノ政道トナレリ。然ルニ今度ノ復古ハ、右ニ反シ、万民元弘ノ覆轍ヲ恐レ居ルガ上ニ、草莽ヨリ勤王ノ論起リ、最初ハ浪士ヨリ始リテ、藩士ニ及ビ藩士ヨリ大夫ニ至リ、大夫ヨリ君侯ニ及ヒ、終ニ草莽ノ発起尽力ヨリ、日々ニ盛大ニナリ、自然ニ復古シタルナレバ万力一モ上ノ思召ハ変スルトモ、万民ノ心ガ変セサレバ、武家ニ政道ノ戻ルベキ道理ナシ。」と新政府が政治を行なうにも人民の支持があったし、又支持がなければならなかった。従って政府も亦人民に対して、「今般御大政御一新ニ付テハ誠ニ有ガタイ思食ガ有ガ、下々ニハソノワケガヨクワカラヌト御主意モ貫力又事デヤ。ソコデヨクハナシテ聞サウ、マヅ御一新ト云ト何デモ新シクナルコトニ違ヒハナイガ、コゴガ下々ノ者ノ心得違ヒノ、出来サウナ所デヤカラ能々ハナシテ聞カス、トックリト聞ガヨイ。此日本ト云フ御国ニハ天照皇太神宮様カラ、御継ギ遊バサレタ所ノ天使サマト云ガ、ゴザツテ、是ガムカシカラ、チツトモ変タコトノ無イ此日本国ノ御主人サマデヤ。丁度天ニ、御日サマガ御座ルニ同ジ事デヤ。所ガ七八百年モ昔カラ、北条デヤノ、足利デヤノト云フ人ガ、出テ来テ、天子サマノ天子様ノ御支配遊バサレタ所ヲ、皆奪ヒ取テ、己ガ物ニシタデアルナレトモ、天子サマト云モノハ、今日マデ御血統ガ絶ズ、ドコマデモ違ヒ無キ御事デヤ、何ト恐レ入タ事デヤナイカ。然ルニ徳川慶喜ガ御大政ヲ、天子サマヘ御返シ申タ処ガ、其ノハツノコトデヤトテ御受取遊バシタ。云々、天子様カラハ、下万民ガ難義シテハナラヌト、此度御総督様ヲ御下シニナツテ、下々ニ難義ノナヒ様ニ、銘々家業ヲ精出ス様、悪当者ハ取テノケテ何デモ下々ノ難義ノ無様ト、日夜御心配遊バサルルコトデヤ。今迄ハ奉行デヤノ何ノト云テモ政道ヲスルノニ賄賂ヲ取テサバキヲ付タリ己ガ依姑輩ノ取計ガアツタユヘ、善人ハ皆ナンギシタト云コトデヤ。此度ハ其様ナコトハ一切皆御改革ニ成テ、善人ハドコマデモ御引立遊バシ、下々小前ノ者迄モ、難義セヌ様ニト思食コトナンバ、有難キ思食ヲ一日忘レテハスマヌコトユヘ、毎日京ノ方ヲ向テ拜ムガヨヒ。云々\*」と告諭した。此れは元年三月長崎御諭書であるが、同様な趣旨のものが十月京都府にても布告されている\*。即ち「神州の風儀を示し、旺盛の御趣意をさとさん為、」やはり万世一系天皇の御恩澤、天子親政の公明正大等を京都人民告諭大意として、山城諸郡末々迄無漏相達したのである。蓋し新国家の人民教化は当時重要な事であったであろう。

けれども、元年三月十四日五榜の掲示には新政府の教化政策は充分表明されていないと言えよう。即ち「第一榜、一日、五倫ノ道ヲ正クスベシ、二日、鰥寡孤独廢疾ノ者ヲ憫ムヘシ、三日、人ヲ殺シ家ヲ焼キ財ヲ盗ム等ノコトヲ為ス勿レ、第二榜、日当ヲ樹テ強訴シ或ハ相率テ田里ヲ去ルコト勿レ、第三榜、日、切支丹邪宗門ハ旧ニ仍リテ之ヲ嚴禁ス、以上三榜永世の定法とす、下略\*」とあった。特に第二榜、第三榜は旧幕府の方針をそのまま受け継いだものであった。切支丹については安政五国条約により踏絵の制が廃止されたのみ、併し邪宗門と言う言葉に対して各国公使より抗議が出たが「此の時に当って政府国民共に未だ耶蘇宗の性質を詳にせず\*」四月僅かに「邪」を除いたのみであった。而して

明治文化全集、雑史篇、544 頁

明治文化全集、雑史篇、491～492 頁

同書、488、489 頁参照

明治政史（前出書）34 頁

同書、36 頁

此の禁令高札が撤去されたのは、明治五年に至って条約改正問題に不都合を来したからである。併しその頃と雖も国内では許されなかった。而も政府は「既に耶蘇教を盲疑することなく現に岩倉大使普国に於て某博士と対話の時耶蘇教を以て日本の国教となすの利害を諮問し、反て宗教は自由を以て貴しとすることを説かれ\*」る有様であった。

同、37頁

一方元年三月十二日、神祇官より加藤能登守に「從來相伝の神祇道は皇国固有の大道にて一日も不可廢弛候処中古以来外教宇内に遍布し盛大に成立候より終に一種の小道と齋く神道と唱へ候事偏に外教に対して候より起る俗称にて、就中應仁大乱の後は万民塗炭に墮、古道通尽く湮滅せんと欲するの勢にて、因て一時の権道を以て頹敗の人心を繫持し、聊常典の万一に存せられ候処、天下昇平に属し、右文の世に推移り、人々識見も相開け、天下の耳目一変致し候得ば、愈国体堅牢、皇道基礎相立祭政一致の境に臻り候様にと、浸染の流弊を去り、純粹の古道に復し、普く天下に布告し、古道熱心の輩をして、祭館に於て古道講習の事、願の通被蒙勅許候間、此段可被為相心得候事\*」と指令した。此の考え方は前述の国学者の考え方と一致する。ついで此の方向から、同十七日神祇事務局達、又二十八日の太政官布告等の有名な神仏分離の宣言あり、かくて廃仏毀釈運動へと発展した。此の廃仏毀釈が宗教史上如何なる意義を有するかは論ぜず唯我々は、新政府の立場が「神道又は皇道国教主義\*」であったと言う事をここで記憶して置こう。そして此の立場から所謂外教に対して激しい圧迫が加えられたのである。仏教が排斥せられたのは封建的道学としてのそれに対する攻撃として意味があり、それはかの大学校に於ける漢学抑圧と歩調を合せたものと言えよう。併しそれが漢学抑圧に於ては結局觀念的遊戯でしかなかったが、さて此の方向に於てはどうであろうか。此の時代の国民教化が宗教問題と結合している複雑さを忘れてはならない。そして又政府の方向と国学的神道的方向が必ずしも一致していない事も。

竹越与三郎氏、新日本史、中巻、252頁より引用

姉崎正治博士、明治維新に於ける宗教問題（明治維新史研究所収）参照、149—158頁参照

二年二月三日「牧民ノ要領ハ政教並行ニ有之処今般京都告諭大意ト云書ヲ著シ、其言簡ニシテ健、俗ニ通シ易ク戸毎ニ蔵シ人毎ニ誦セハ上下ノ趣意不相戾政教並行ノ基タルヘシ、依之右書各府県藩へ相渡条条其部内へ告諭可致旨被仰井出候事\*」と布告があった。かくて政府はいよいよ積極的に人民教化に乗り出さんとし、その方策を種々研究中であつたらしい事は二年五月二十一日「下問三条ノ内皇道興隆」の条がある事にも知られる。

教部省事務沿革、類纂、写本

かくて二年九月晦、宣教使が設けられた。宣教使が如何なるものかは、その心得書十五条\*によって大体知る事を得るが、要するに皇道を明にし、人倫を教うる事であつた。而して第三条に「教官タル者ハ我誠心ヲ以テ億兆ヲ誘掖薰陶シテ信從セシムルコトニアリ先輩ノ儒佛ヲ排斥セサルハ道ヲ論セヌコトニテ是ハ学校ニ於テ学問ノ上ニ為スヘキナントモ今日教ヲ布クトキハ他ヲ排シ一毫モ争気アリテハ人ヲ服スルコト能ハス」とあつた。宣教使官員には国学者漢学を以て任じたが、儒教佛に対する態度はかくの如く規定された。又心得書第十一条に善をあぐべきこと悪をこらしめることなどあり、又第十二条には「巡行先ニ於テ願書訴状等取次之義一切停止云々」の規定もあつた。

教部省事務沿革、類纂

三年正月大教宣布の詔に曰く「朕恭惟天神天祖、立極垂統列皇相承、繼之述之、祭政一致億兆同心、治教明ニ于上、風俗美于下、而中世以降、時有汗隆、道有顛晦矣。今也天運循環、百度維新、宣明治教、以宣揚惟神之大道也。因新命宣教使、布教天下、汝群臣衆庶、其体斯旨\*」と。時に版籍奉還行われて漸く、国家統一の実現せんとする頃であつた。此の大教宣布の詔を解釈すれば「大教の旨要ハ神明ヲ敬シ人倫ヲ明ニシ億兆ヲシテ其心ヲ正クシ其職ヲ効シ以テ朝廷ニ奉事セシムルニアリ教ノ以テ之ヲ導クコトナケレバ其心ヲ正シクスルコト能ハス政ノ以テ之ヲ治ムルコトナケレバ其職ヲ効スルコト能ハス是教ト政ト相須テ行ハルル所以ナリ云々、今や更始ノ時ニ方ク大教ノ未タ浹洽ナラサルヨリ民心一ツナラス其方向ニ惑フ是レ宣教ノ急務ナル所以ナリ云々\*」となる。茲に国民教化の方針確率したと言えよう。

明治政史（前掲書86頁）

法令全書、明治四年、276頁、七月四日諸藩へ達

明治五年三月十四日神祇省を廃し教部省を置き、嵯峨実愛を郷、廢止された大学本校の御用掛たりし福羽美静を大輔に任じた。教部省は事務章程によれば「第一条、教義並ニ教派ノ事、第二条、教則ノ事、第三条、社寺廢止ノ事、第四条、祠官僧侶ノ等級社寺格式ノ事、第五条、祠官ヲ置キ僧尼ヲ度スル事\*」を司り又太政官布告によれば第三条に「教義ニ関スル著書出版免許ノ事」も取扱う事になっている。要するに教部省は、神道又は皇道国教主義によって国民思想を統一せんとする為のものであり又多分に宗教的な色彩を持

法令全書、明治五年、445頁

181 っていた。教部省日誌第一号に「人ノ一念タルハ政令刑法ノ能ク移ス可キニ非サルコトハ  
古来ノ論ニモ判然仕候前文邪宗ノ儀ハ所謂教化ノ然ラシムルニ非レバ恐クハ能スベカラ  
ズ、若シ此儘ニテ此ヲ擱カバ佛ノ廃滅スルニ随ツテ耶蘇教ハ次第二盛ニ相成共和政治ノ論  
起ルニ至ランコト知ル可ラザル也因テ宣教使モ担当佛徒モ尽力有之度は故ニ左ノ如キ目  
的ヲ立テ諸宗相奉ジ人民教化致候様有之存候。一、奉敬神祇官事、一、君臣ノ大倫ヲ明ニ  
スヘキコト、一、国家ヲ保護シ忠愛ヲ可存事\*」とある。

教部省日誌、第一号、鳥井博郎著 明治思  
想史 218 頁より引用

182 耶蘇教と共和政治を結びつけて、是を恐れる所、その為に仏徒と協力せんとする所彼等  
の面目躍如たりと言うべきであろう。当政府首脳部が耶蘇教に対して如何なる考えを持っ  
て居たかは先に述べたが、今述べた如き考えも亦あった事は奇妙な事と言わざるを得な  
い。斯くの如き運動に対して動員されたものは国学者、漢学者であり、亦神官僧侶であつ  
た。彼等は十四級に分れた教導職に任じて彼等の所謂人民教化に任じたのである。而して  
183 五年以後学校教育を担当した所謂洋学者はこの人民教化には全然加っていない。

斯くの如き思想統一の端的な目標にはかの三条教憲がある。一、敬神愛国ノ旨ヲ体スヘ  
キ事、一、天理人道ヲ明ニスヘキ事、一、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事、此の為  
に東京に大教院、設けられ僧侶へ「天下大小之寺院ハ抑衆庶ヲ教誨スル教院ニシテ其住職  
184 僧侶ハ乃其教職教師タル事固ヨリ論ヲ待タス云々因今般新ニ大教院ノ設アリ云々、就テハ  
自今各宗寺院ヲ以テ凡テ小教院ト心得、各檀家ノ者ヲ集メテ勤學為致候可為専務、篤ク三  
条ノ意ヲ体認シ衆庶ヲ教導シ地方ノ風紀ヲ賛ケ政治ノ裨益相成様心得旨云々\*」神官にも  
同様な達があった。かくして今や全国の神社仏閣は三条教憲説教の小教院と化したのであ  
185 る。而して又仏教はその封建的道学体系の編成替えを命ぜられたのみならず、実にその本  
質的意義さえも失わんとしつつあったのである。

法令全書、明治五年、1228 頁

更に又明治六年に設けられた十一兼題及び十七兼題は新しき人民教化の方向を益に明  
瞭に表明している。即ち十一兼題に、神徳皇恩、人魂不死、天神造化、顕幽分界、愛国、  
神祭、鎮魂、君臣、父子夫婦、大祓、十七兼題に、皇国国体、皇政一新、道不可変、制可  
隨時、人異禽獸、不可不教、不可不学、外国交際、權利義務、役心役形、政体各種、文明  
186 開化、律法沿革、国治民法、富国強兵、租税賦役、産物制物、とあった。特に十七兼題は  
新しき社会の発展の方向と一致し来た事に注目しなければなるまい。かくて仏教は勿論、  
神道と雖も多分に変った教義を必要とするに至ったのである。

併し此の教化が充分効果をあげ得たかは疑問とされる。例えば五年十一月、各部各宗管  
長教職への達\*にも「神官説教之内排佛ノ意味往々有之由向後ハ他宗ヲ排斥不至様注意」  
187 又「僧侶ノ内説教ニハ公席ニテ三条ヲ略シ解キ私席ニ於テ説法談義法談ト唱エテ専ラ宗意  
ノミヲ弁シ三条ニ悖戾スル不少哉ノ趣キ以テノ外ノ事ニ候」とあった。元来僧侶を以てか  
かる教化を行わせるのが無理であると言われないであろうか。しかし其処に宗経問題の結  
びついている事を忘れる事は出来ない。

法令全書、明治五年、1295—1296 頁

当時仏教に対する抑圧は極端に走り「大教院に宛てられた芝増上寺の本堂から仏像を撤  
188 去して神体を奉安し坊主頭にもかつらを着せて柏手を打って礼拝せしめる」と言う悲喜劇  
を演ずる迄にも至っている。而も此の到底相合わざる両者が「今ヤ神州頗リニ外夷妖教ノ  
窺アリ以古徴今皇国本教ノ衰ルニヨリテ異端奇説起テ破佛ノ説巷街之間ニ喧ク百姓日ニ  
佛理ニ遠テ神明ヲ疑フ神明威ヲ失ウガ故ニ魔教便ヲ得是故ニ魔教を攘ハント欲セバ須ク  
先ツ神道ヲ明ニスヘシ神道ヲ明ニセント欲セハ必ス儒佛ヲ以テコレヲ、輔翼スヘシ云々\*」  
189 と言うキリスト教に対する関係からみの一致するのである。此の事は先にも述べた所であ  
るが、斯る目的を以て教化しつつあった彼等が更に「文明開化」を「外国交際」を説くと  
したら此れは甚だ妙な事にならざるを得ない。だから当時明治五年七月大阪新聞は言っ  
ている。「聞ク教部省ニ近頃僧徒等登庸セラレ官員ニ列スル由、或人教部省官員ノ説ヲ伝ヘ  
190 テ曰ク神主モ開化を講ジ僧侶モ開化ヲ説キ王政ノ御趣意ヲ貫徹スト、是勿卒一時ニ用ユル  
詭計ニシテ文明進歩ノ今日ニ用ユル事ニ非ズ神官僧侶ヲ仮ラザレバ開化行ハレズ、王政貫  
徹セザルトハ、実ニ可歎ノ至リナリ、況ヤ却テ開化ヲ妨ゲ王政ヲ害スル者ニ於テヲヤ云々、  
今ヤ開化策進ノ秋ナリ、妄誕怪異ノ宗門ヲ捨テ、人民ヲシテ事理ヲ弁エ、人職ヲ尽シ文明  
ノ域ニ入ラシムル事、是レ可務ノ要タリ、政府ノ人民ヲ教育誘導シテ共ニ国家ヲ保護維持  
スル事、豈誑妄虚誕ノ宗門ニ依頼ス可シヤ云々\*」と。

姉崎正治博士、明治維新に於ける宗教問  
題、明治維新史研究 154 頁

明治元年十二日、高野山沙門雲照建言社寺  
取調類纂、辻博士、日本仏教史之研究、続  
篇 797 頁より引用

尚これに対して政府は「邪教御禁制被仰付  
度、出願之趣尤之事に候、外国より何程申  
立候とき御採用無之候間、致安心居候や  
テ」とした。前掲書 808 頁参照

大阪新聞第九号明治五年七月

191 以上述べた如き国民教化運動は、その後十七年教導職廃止に至るまで、兎も角続いたの

である。その間五年十月文部教部両省合併、八年五月大教院分離、十年一月教部省廃止等の事があった。而して又信教自由の立場に立って仏教徒側からかかる教化運動に反対する者も現れたりしている。

私は一端筆をとめて最後に当時の進歩的思想家西周の教門論\*の意見を挙げて置こう。或はそれが此れ等教化運動の一応の到達点を暗示するかも知れぬから。

「今夫人民其国ノ政府ニ服従シ其主宰ノ権ヲ帰シタル帝ト云ヒ王ト云フ者ヲ遵奉敬崇スルハ人民ノ義務ニシテ足指其国境ノ一土塊ヲ踏ムノ日ニ創マル。況ヤ生レナカラ其地ニ住スル者ニ於テヲヤ。故ニ苟モ是ニ於テ犯スコトアラハ責メテ之ヲ国外ニ擯シ、罰シテ之ニ誅戮ヲ加フルモ亦何ノ恐ルルカ之有ラム。然リト雖モ政府其人民ヲシテ其帝タリ王タル者ヲ信セシムル亦カノ神ナル者、理ナル者、造物ノ主宰タル者ト同一ナラシメント欲ス天下豈之ヲ信スル者アラムヤ云々、今若一ノ政府アリテ其教師ヲ選任黜陟シ若クハ其階ヲ定ムルノ権ヲ有セハ是政府ニシテ其教ヲ奉スルナリ。然ラハ即チ釈迦モ達磨モ山伏モ僧モ甚シキハ狐モ大蛇モ、挙ツテ以テ政府ト一聯絡ノ親類トナルナリ。豈亦奇ナラスヤ。」又曰く、「ソレ一統万世ノ如キハ我国制度ノ大ナル者、苟モ之ト相牴牾スル者ハ嚴ニ之ヲ制スヘシ。然トモ言フ日神ニ托スルカ如キ、頗ル秘魯ノ旧王室ト相類ス。亦鑑ミサル可ラス。政府専ラ政治ノ権ヲ以テ自ラ任シ兼テ文教ヲ明ニシテ以テ政治ノ資トナス。則チ人智日ニ進ミ民ノ信スル所亦令セスシテ自ラ高ク、亦何ソ政令ヲ以テ民信ヲ紊亂スルアラムヤ\*」と。そして此の論の最後に誰が書いたか「本文文意明瞭、事理適切、一ノ間然スヘキナシ。蓋シ祭政一致政教一途ノ迷病ヲ療スルニ足ルト云フ可シ云々\*」と批評がある。

明六雑誌、第四号より第十二号に渡ってのべている。明治文化全集雑誌篇所収

明治文化全集、雑誌篇、74 頁、80 頁参照

教門論第三（明六雑誌第六号、前掲書 81 頁）

197 第四章 学制頒布まで ―矛盾の解決―

文部省創立時に当って大きな貢献をなした江藤南白は後年、「日本の統一は封建制度に伴ひ画せられたる地境を取去るを捷徑とす。教育を以て人心を改造するは統一の長計なりと雖も其効は之を多年の後に期せざるべからず\*」と語ったと言う。誠に此の封建制度に伴って画せられた地境の存在する限り、統一の長計たる教育が第一に出現を妨げられるのである。それは二重の意味に於て。即ち第一には字義通り地境、地方割拠、第二には精神的地境とも言うべき身分観念、斯くの如き地境の存在する限り近代教育即ち国民教育、四民平等の教育である所のものは到底出現しない。だからこそ近代教育の理想が原則的にでも認められ実施されるに至ったのは維新政府成立から四年後であった。廃藩置県の意義は教育に於ても重要でなければならぬ。而もその後に於てもまだ封建的なものの残存物の為に如何に教育は阻害せられたか。例えば明治六年の文部省予算百三十万円、而して封建貴族の家禄に宛てられあるもの歳入の三分の一に達して千三百万円\*両者の比、実是一对十であり、従って近代教育の理想たる無料教育は到底望み得べくもなかった。同年に於ける小学就学率も男約四十五%、女約十六%、計三十一%\*であった。又前章に於ける大学校の如きも、封建的身分制は守られて僅に幕府時代の昌平黌に於ける如き旗本御家人と諸藩士との差別的待遇を改めて貢進生制度となつたに過ぎない。或は又地方割拠の勢は中央政府の方針を即座に全国に行わしめる事は到底不可能であり、中史の重要な方針学神祭の如きも諸藩黌に於て果して行はれたであろうか。私はその多くの例を見ない。勿論中史に於てすら一回しか行われず又既に見た如く集議院に於て諸藩の藩士によって否決されたのであるけれども若しも近代国家制度ならば一回なりと雖も行われた筈であり、更に実はかかる朝令暮改こそ当時諸藩士と新官僚との妥協によって機械的に成立した政府の必然の帰結であつたと言わねばなるまい。更に又かかる割拠制を維持せん事をその代表者をして集議院に於て主張せしめる諸藩に依つて積極的に封建制を否定せんとする教育が行われる筈もなかった。此れ等全て明治維新革命の必然的な結果であることは既にしばしば述べた所である。しかも結局に於て明治維新政府を動したものは人民であつた。斯るあらわれとして二年正月伊藤博文建白の「国是綱目」第二条「上略、天性同体ノ人民賢愚其所ヲ得上下均シク聖明ノ徳澤ニ浴セント欲スレバ唯全国ノ政治ヲシテ一斉ニ帰セシムルニ若クモノナシ。夫之ヲ一斉ニ帰セントスルヤ方今ノ如ク各藩各自ニ兵権ヲ擁シ互ニ相抗衡スルノ弊ヲ除テ、其権ヲ朝廷ニ帰シ政令法律一切朝廷ヨリ出テ苟モ之ヲ犯スモノナキニ至ラザレバ海内ノ人民ヲシテ偏頗ノ政令ヲ免レシメ悉皆帰一ノ徳化ニ服セシムル能ハス故ニ大ニ各藩ニ令シ其兵権政務ヲ返還セシメ云々\*」を見る。

当時未だ封建国家であり、充分な民主的政策は行われず、又行われる筈もなかったけれども、歴史の流れは徐々に封建制の堰を破壊して行つたのである。その意図は既に五ヶ条の御誓文にもよく表明されている事は前章に述べたが、かかる傾向は早くそれ以前からも見得る。例えば慶應三年十二月二十二日勅にも「上略、朝廷ニ於テ万機御裁決被遊候ニ付テハ、博ク天下ノ公儀ヲトリ偏党ノ私ナキヲ以テ衆心ト体裁ヲ同フシ、云々、列藩此聖意ヲ体シ、心附候儀ハ不憚忌諱極言高論シテ救繩補正ニ力ヲ尽シ、云々\*」とあつた。そしてたとえ士分以上とは言へ民主主義化は著しかった。議事所、公議所、集議院の立憲的性度、又三権分立、から官吏公選の実行等その方向であり、上下隔絶の政治は次第に弊習として一洗せられつつあつた。それは朝廷をも、「龍顔ハ拝シ難キモノニ譬ヘ玉体ハ寸地モ踏マサルモノト余リニ推尊シテ自ラ分外ニ尊大高貴ナルモノノ如クニ思召サレ終ニ上下隔絶シテ其形情今日ノ弊習トナリシナリ。臣聞ク当今各国ノ帝王従者一、ニヲ率キテ國中ヲ歩行シ万民ヲ撫育シ曾テ威儀鄭重我邦ノ如クナラス、実ニ君道ヲ行ク者ト言フ可シ\*」と民衆の朝廷たらしめんとする。此の傾向は単に中史のみならず、徳川慶喜が江戸に於ても「上略、是迄の家政向を熟考すれば、士民之心に称はさる事少なからず実以恥入候就而は此度、公議所を設け広く衆人の公議を採り云々、御目見以上次三男、厄介且諸藩士並百姓町人に至迄有志之輩は見込の次第書面を以公議所江可被申立候\*」としたのにも見られ、各藩に於ても官吏公選が行われているし\*、又「横浜は最も早く自発的に選挙方法を採用した。明治元年五月海岸通外四箇所のみは官選惣年寄名主を廃し五街を通じて各一名の総年寄名主を公選\*\*」長崎に於ても元年二月肝煎を市民公選とした\*\*。此れ等皆国難の時に当って万民一致して国難克服せんとするあらわれであろう。

故に「人民若し暴政を避けんと欲せば速に学問に志し自ら才徳を高くして政府と相對し同位同等の地位に登らざる可からず是即ち余輩の勸る学問の趣意なり」又、「もと此国の人民主客の二様に分れ主人たる者は千人の知者にしてよきように国を支配し其余の者は悉く皆何も知らざる客分なり。既に客分とあれば固より心配も少なく唯主人にのみ依りすがりて身に引受けることなきゆゑ国を患

江藤南白の最後に島田三郎「南白伝稿本を讀む」にかかる文中にあり

明治政史、前掲書 182—184 頁参照

山下徳治教化史（日本資本主義発達史講座）15 頁

尾佐竹氏、維新前後に於ける立憲思想、後編、448 頁

明治政史前掲書 17 頁

大久保の遷都論、正月二十五日建白、明治政史、前掲書 25—26 頁

尾佐竹氏、維新前後に於ける立憲思想、前掲、185—188 頁  
\* 同、後編、357—386 頁  
\*\* 同 367 頁

ふることも主人の如くならざるは必然実に水くさき有様なり一旦外国と戦争などの事あらば其不都合なること思ひ見る可し」「独立の気力なき者は国を思ふこと深切ならず」「我日本国民も今より学問に志し氣力を慥にして先づ一身の独立を謀り随て一国の富強を致すことあらば何ぞ西洋人の力を恐るに足らん\*」と福澤のみならず識者一般の考え方は一致していたであろう。

福澤諭吉、学問のすすめ、福澤選集（岩波文庫）83—84 頁

幕末より維新政府成立当初へかけての半植民地の端緒的情勢は既に述べたが、斯くの如き状態を救うには唯此の国を、諸外国、当時既にレーニンの所謂帝国主義への段階にあったと言われる欧米の高度に発達せる資本主義文明諸国に迄、引き伸ばさねばならなかった。而も此の国に於ける経済的発展の段階は極めて低かった。従って「当時（元年）既に商法司の設立あり商業会社に対し非常の干渉を為し之に資本を貸与し以て其業を振作し而して之に税を課せんとするの挙あり\*」と言われる如く干渉して以て国運の発展を計ったのである。即ち実業の発達、これが国運の発展であった。諸道の関所廃止、東京横浜間電線架設開墾局蚕種生糸改所工部省設置、又地所永代売買解禁、地租改正条件、又職業自由許可、等々皆此の政策のあらわれである。

明治政史前掲書 41 頁

政府は今や資本家の耳を引張り廻すのである。曾つて幕府時代百姓より下座とされた町人は今や国家の為になくてならぬものとなる。否彼等は国家を背負って立つべき運命にある。資本家とは町人であるから。此の情態に於てこそ「古来漢学者に世帯持の上手なるものも少く和歌をよくして商売に巧者なる町人も稀なりこれがため心ある町人百姓は其子の学問に出精するを見てやがて身代を持崩すならんとて親心に心配する者あり無理ならぬことなり畢竟其学問の実に遠くして日用の間に合わぬ証拠なりされば今斯る実なき学問は先づ次にし専ら勤むべきは人間普通日用に近き実学なり譬へば、イロハ四十七文字を習ひ手紙の文言帳合の仕方算盤の稽古天秤の取扱等を心得云々\*」と堂々と言う事が出来るのである。此れを先に述べた町人の考え方と比べて何等異なる所はないではないか。若し異なる所ありとすれば明治時代の町人は堂々と言う事である。明治時代の資本家は神儒の教は尊さ教なれどもと譲歩する必要がなかったのである。それは彼等の学問が国家を救う道であるとする自負があるからである。即ち「地理学とは日本国中は勿論世界万国の風土道案内なり究理学とは天地万物の性質を見て其働を知る学問なり歴史とは年代記のくはしきものにて万国古今の有様を詮索する書物なり経済学とは一身一家の世帯より天下の世帯を説きたるものなり修身学とは身の行を修め人に交り此世を渡るべき天然の道理を述たるものなり是等学問をするに何れも西洋の翻訳書を取調べ大抵の事は日本の仮名にて用を便し或は年少にして才文ある者へは横文字をも読ませ一科一学も実事を押へ其事に就き其物に従ひ近く物事の道理を求て今日の用を達すべきなり右は人間普通の実学にて人たる物は貴賤上下の区別なく皆悉くたしなむべき心得なれば此の心得ありて後に士農工商各其分を尽し銘々の家業を営み身も独立し天下国家も独立すべきなり\*」とする。

学問のすすめ、福澤選集、72—73 頁

同 73 頁

茲に我々は徳川時代の町人と明治のそれとの異りをはっきり見る事が出来る。既に明治維新を経た時、彼等は先進資本主義諸国に対立して此の国の独立を維持すべきもの商品経済の担当者として、此の国を背負って立つ地位にまで向上した。その時彼等は堂々と自己のイデオロギーを発表する。外国がブルジョアによって支配されその故に日本の独立を脅威するならば、日本も今やブルジョアを養成しなければならぬ。そしてブルジョアとはとりもなおさず町人ではないか。ここに外国との対立と言う契機に於て町人のイデオロギーは認められたと言えよう。そして外国を通して認められたと言う事は、譬えて見れば同じ身体で洋服を着て舞台へ上ったと言う事であるが、此の事は同時に外国と日本との一世紀以上のギャップを無視することである。此れははじめて無理である事は分っている。無理でも併しそうしなければならぬ実情であったのである。

明治六年第一国立銀行を三井、小野組をして設立せしめた如きは、政府は命令しなければならなかった。彼等は少くとも日本のみの立場では何等その必要を感じないからである。にもかかわらず計画だけは大きかった。だから木に竹をついだと言われるのであろう\*。それは又福澤の言う所の学問だって変りはなかった。彼が町人の立場に立って堂々と主張する事が出来たのも実に外国の学問について言うからであるが当時文明国の文化と日本との間の隔りは大きかったのである。到底一朝一夕でかかるものを輸入することは無理であった。例えば五年正月十二日文部省に依って設けられた専門学校も二月二十九日には、「当正月専門学校相開候以来入学之生徒僅カ二十名ニ不過旁其内真ニ専門科ノ生徒タルヘキ者一名ニ不過\*」として廃止しなければならなかったのである。当時指導者たる武士にして尚斯くの如き有様であったのである。而も尚少数の指導者なりとも養成しなければならなかったのである。

高橋亀吉氏 最近の日本経済史、79 頁

法令全書、明治五年 1123 頁

以上の如き諸々の事情を考慮に入れて次に新しき教育の発展を見て行かねばならぬ。

明治二年二月の府県施政順序には「一、小学校ヲ設クルコト、専ラ書学素読算術ヲ習ハシメ願書

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                            |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
|     | 書翰記牒算勘等其用ヲ闕カサラシムヘシ又時々講談ヲ以テ国体時勢ヲ弁ヘ忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス最才氣衆ニ秀テ学業進達ノ者ハ其志ス所ヲ遂ケシムヘシ*」としたのであるが、それは結局同法令中の「従前ノ規則ヲ改正シ又ハ新ニ法制ヲ造作スル等総テ衆議採択シ公正ノ論ニ帰着スヘシ宜シク衆庶ノ情に悖戾セス民心ヲシテ安堵セシムルヲ要ス*」と言う人民尊重、又「商法ヲ盛ニシ漸次商税ヲ取建ルコト*」と言う政策等と同じ方向をとるものであろう。さて又かかる方向は二年三月の東北諸県に学校設置を催促せる布告「庠序ノ教不備候テハ政教難被行候ニ付今般諸道府県ニ於テ小学校被設人民教育ノ道洽ク被為在度思召ニ候間*」にも見られる。而も亦此れが事実行われもしたのである**。其れは此等の法令が出るより早くあったものさえる。即ち京都小学校である。此の一例を取って置こう。新しき社会に出現せる新しき学校制度、人民自らが自らの為に行う教育、公立小学校教育の出現として京都小学校を見る事は不当であるまい。新しき社会の発展の為に、かの幕府時代に於ける五人組による封建的警察制度的支配は最も桎梏となるものである。「元来往古ハ五軒ヲ五人組トシ五人頭一人有之廿五軒ヲ一町トシ年寄役一人有之十五町ヲ合セテ一組トシ年行事二人建置レ*」たが此れ等の制度はもはや種々な矛盾を持つ。「物価ノ騰貴モ亦前古無例、旁諸人ノ迷惑一形ナラス町役諸貫キ等モ大組町ハ軒数人員モ多ク可成繰巻モ可相調候得共小組町ニ至テハ格別ニ難渋セシメ候儀申ニ不及畢竟從來執政ノ者人民撫育永世不朽ノ制度ニ於テ心ヲ不用ニ依テ也*」とされて、ここに「諸民各其職ヲ得一和懇親永世安堵ニ渡世致候様トノ御旨趣ヲ以テ**」先づ五人組制の改正を企て、「広く評議ニ掛ラレ諸組一統ヨリ覆蔵ナク申出***」さしめ、かくて結局成立したのが「協同目的の新国体番組****」制度であった。即ち「上京上大組ヲ一番ヨリ四十五番組ニ下京下大組ヲ一番ヨリ四十一番組ト*****」し、此れを足場として小学校建設が行われたが「其事人民ノ自活ニ属シ官設トナスヘキニアラス人民ヲ啓発開誘シテ以テ建築開設セシムルヲ要スルヲ以テ*」「先達テ小学校取建ノ儀ニ付衆議公論ヲ致採用度荒増仕法書ヲ以テ議事ニ差下候処間々心得違右仕法書之通申付候事ト考候向モ有之哉ニ相聞全以テ其次第二テハ無之永年児童ノ教諭相調一統差間無之様ニト一応衆議ニ相掛候譯ニ付此旨能々相心得存付筋并難渋之次第等有之候ハハ無遠慮可申出事*」と懇切丁寧な手続を取っている。此の財源も最初に建築費用として八百円を下附し、亦現米六千三百五十石を各組に分配して維持費とし、授業料は生徒一名金一分とし受持教師の給料とした。又年金二分を竈戸集として人民全てが負担し経費とした*。此の人民が人民の為の学校を建設し、「学事而已ノタメニアラス便利ノ地ニ建営シテ手跡算術読書ノ稽古場ナリ儒書籍講釈心学道話ノ教諭所ナリ組町集議ノ会所ナリ又或時ハ布告ノ趣意ヲ此処ニテ委細ニ説キ聞セ多人数ノ呼出モ態々当府ヘ罷り出終日ノ手間隙ヲ費サス共府ヨリ此処ヘ出張申渡ス事*」等種々の機能を果さしめる。更に学校の本質を発揮して「善キ人物出来立ハ商法自ラ正路ニナリ都繁昌シ人々渡世易カルヘシ京中ノカラ以テ京中ノ人ヲ取立終ニハ銘々共子孫ノ為トナル*」とせねばならぬ。明治二年五月より同十二月に至るまでに此れ等小学校は六十四となり三年正月十五日稽古始式を行ったのである*。此の小学校規則**は二年五月二十一日定められ、一、毎日曉六ツ時ヨリタセツ時迄諸学修業之事、一、毎月朔日十五日休日之事、一、毎年正月十五日稽古始十二月廿日稽古終り之事、一、二七之日儒書講釈三八之日心学道話之事、其他講師、読書師同助教、筆道師、同助教、算術師、同助教、心学道話師の項について説明があり、学童定等には、筆道、初等、三行書、中等、復文、上等、作文、算術初等乗除術、中等初伝定位、上等皆伝天元、読書、初等孝經小学中等四書、上等五経云々となっていた。更に加うるに三年十一月に至り、中小学規則を選定し、学童十五歳ニシテ小学之事訖リ猶修行イタシ度モノハ師範役之添書ヲ以テ申出之上中学校へ入学専門之学可為致*」き迄になったのである。 | 法令全書、明治二年 60 頁                                             |
| 221 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 同、前頁                                                       |
| 222 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 同、前頁                                                       |
| 223 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | * 法令全書、明治二年 130 頁<br>** 海後助教、日本近代学校史、第二章三号参照               |
| 224 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 京都小学五十年史 46 頁                                              |
| 225 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | * 同書、47 頁<br>** 46 頁<br>*** 45 頁<br>**** 3 頁<br>***** 49 頁 |
| 226 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 同 50 頁                                                     |
| 227 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 671—672 頁                                                  |
| 228 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 52 頁                                                       |
| 229 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | * 76—77 頁<br>** 128 頁—130 頁                                |
| 230 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | * 137 頁                                                    |
| 231 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ** 11 頁<br><br>11—12 頁<br>11—12 頁                          |
|     | 以上の如き近代学校の発生は「今也内難既定、外交日殷、使船商舶、填集港埠、而強大之國、熊騰而虎視者、林然相環**」る日本の世界に於ける地位を認識し「方此之時、非富國何以安内、非強兵何以鎮外、兩者國家之急大謨也」と此の国前途の方針を立て、「夫富國之基在厚民生、強兵之本、在正風俗、正風俗在崇礼儀、厚民生、在長工芸、長工芸崇礼儀在開智識、開智識、在務學術、然則方今地方之務、莫急於立學校*」と教育の進むべき道を決定し、かくして「則百工技芸之事日進、礼義廉讓之行月成、小則經產業理身家、大則興公益化衆人*」而して遂に「都民不独享幸福而已、於國家富強之宏図、亦与有力焉」とする。以て人民が健全なる愛國心の指導の下に如何に着々と國家の為に尽しつつあったかを見るべく、徒らに皇道主義を唱えて排外に狂奔し人民を侮り現実から遊離せる國學者一派とは比較にならないのである。「神道も衰え神儒佛混雜いたし愚民共目当無之故邪教にも欺れ易き勢に御座候神道盛に相成愚民迄も一筋に難有と吞込候得云々*」とは封建主義者の人民觀であつたが、これが果して人民の本当の姿であつたらうか。否人民は今や実践によってその不当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 前出本論文 71 頁                                                 |



232 を証明しつつあるのである。かくて教育の人民への解放が如何に重大であつたろうか。

次に又三年二月發布の大学規則并中小学規則の意図について考察して見よう。此の規則は森有礼加藤弘之等の新思想を抱いた人々によって二月十九日上申され、速に上梓して府藩県に頒つ積りであつたらしいが大学に関して「道ノ礼タル物トシテ在ラサルナク時トシテ存セサルナク其理ハ則綱  
233 常其事ハ則政刑学校ハ斯道ヲ講シ実用ヲ天下国家ニ施ス所以ノモノナリ然ハ則孝悌彝倫ノ教治国平天下ノ道格物窮日新ノ学皆宜シク窮覈スヘキ所ニシテ内外相兼ネ彼此相資々所謂天地ノ公道ニ基キ知識ヲ世界ニ求ムルノ聖旨ニ副ハンヲ要ス勉メサル可ン哉\*」と学問、学校教育の精神を説明しているが、そこにもはやかの皇漢洋三学の対立せる所なく、学科も教科と言う国学的遺物があるはとも  
234 かく、他に法科理科医科文科とし、教科は神教学、修身学、法科は国法、民法、商法、刑法、詞訟法、万国公法、利用厚生学、典礼学、政治学、国勢学を、理科は、格致学、星学、地質学、金石学、動物学、植物学、化学、重学、数学、器械学、量学、築造学を、更に医科は予科に数学、格致学、化学を、本科に解剖学、薬物学、原病学、病屍剖驗学、内科、外科及雑科、治療学兼撰生法を、文科は紀伝学、文章学、性理学を含むと定められた。此れをかの二年六月の大学本校、南校、東校、  
235 兵学校の分科制に比するとき大きな異りを見出さざるを得ない。而して又学制として「輦轂ノ下大学一所ヲ設ケ府藩県各中小ノ学ヲ置ク皆大学ヨリ頒ツ所ノ規則ヲ遵守シ材ヲ育シ業ヲ広め国家ノ用ニ供スルヲ以テ務トス而シテ大学ハ人文淵数才徳ノ成就スルトコロ之ニ入ラントスル者必ス先其地方ノ考課ヲ歴諸学漸ク熟シテ始メテ輦下ニ貢進スルヲ獲ルナリ」と、大学予科としての中小学を規定し即ち小学は「子弟凡ソ八歳ニシテ小学ニ入普通学ヲ修メ兼テ大学専門五科ノ大意ヲ知」る所で  
236 句読、習字、算術、語学、地理学、五科大意を学び、「十五才ニシテ小学ノ事訖リ中学ニ入り」専門五科を学ぶ。ついで「凡ソ三十歳以下ヲ限り其地方ノ考課ヲ歴知事証憑ヲ予ヘ輦下ニ貢進スルモノ」を大学生とし大学生三年「其臧否ヲ対試シ優等甲科ニ登ルアラハ」口答試問をして「言行相符スル者ヲ判シ以テ廊廟ノ採択ニ充ツ」と小中大学を経て官吏登庸までの一聯の関係を見る。さて一見して此れは新しい考え方によつたものである事を見るが、而も亦国民教育の方向とも異なつたあるものを持っている。此の場合に於ける小学校は又中学校も、大学の予科としての機能を果す事になっている。此れは当時政府の重要な方針であつた指導者の教育の考え方が実を結んだものとされよう。而も又此の小学校も国民教育と極めて近い距離にある事も認められよう。斯る点からすれば此の学校規則は現代の教育機会均等主義による小中大学校と言う考え方と何等異らないとも言われよう。  
238 現在に於ても小学校、中学校が予科であつたりしているのだから。

法規分類大全、学政門、14 頁以下 18 頁まで

「朕推フニ更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ万国ト対峙セント欲セバ宜ク名実相副ヒ政令一ニ帰セシムヘシ。然ルニ数百年因襲ノ久キ或ハ其名アリテ其实挙ラサルモノアリ、朕深ク之ヲ慨ス。仍テ今更ニ藩ヲ廢シ県ト為ス云々\*」と廃藩の行われたのは四年七月十四日であつた。蓋し当時社会の総ての方面に於て展望企画が一応終り今や実行の機に入つたからと言えよう。国民的統一  
239 はこれによって完成したと言えよう。形式に於てではあつたが。

明治政史、前掲書、117 頁

同七月十八日文部省創設せられ、同日文部大輔となつた江藤新平に依つて文部事務大綱が決定せられた。文部卿の職掌は「一、本省及附属諸官員各学局及び大中小学を統率して事務を管理す 二、  
240 全国の人民を教育し其道を得せしむるの責に任ず 三、省中管掌の事務は正院に対し其可否を論弁するを得\*」であつた。ここに元年以来の政府の教育統制の意図が実現、名実相副ふ事になつたのである。そして国家は自ら全国民の教育に乗出したのである。政府は決して官学の奨励を行つたり、又単に学校を管理するのみでなく、国家の人民を教育し国家社会に必要な学問の発展を計らねばならない。

江藤南白、上、596 頁

241 文部省は積極的教育を行う為に、四年十二月女学校、及び共立小学校、洋学校等を設けた。  
「人々其家業ヲ昌ニシテ是ヲ能ク保ツ所以ノ者ハ男女ヲ論セス各其職分ヲ知ルニヨレリ今男子ノ学校ハ設アレトモ女学校ノ教ハ未タ借ラス故ニ女学校相開キ華族ヨリ平民ニ至ル迄受業料ヲ出シ候ハバ入学差許候間云々」として女子教育の一步を踏み出した。又「開化日ニ隆ク文明月ニ盛ニ人々  
242 其業ニ安シ其家ヲ保ツ所以ノ者各其才能技芸ヲ生長スルニ由ル是学校ノ設アル所以ニシテ人々学ハサルヲ得サル者ナリ故ニ方今東南校ヲ始、処々ニ於テ学校相設ラレ教導ノ事専ラ御手入有之ト雖モ素限り有ノ公費ヲ以テ限ナキノ人民ニ應スヘカラス然ラハ人民タル者モ亦自ラ奮テ其才芸ヲ生長スルコトヲ務メサル可ラス依之先当府下ニ於テ共立ノ小学校并ニ洋学校ヲ開キ華族ヨリ平民ニ至ル迄  
243 志願ノ者ハ学資ヲイレテ入学セシメ幼年ノ子弟ヲ教導スル学科ノ順序ヲ定メ各其才芸ヲ生長シ文明ノ真境ニ入ラシメント欲ス」と、又二年正月、専門学校をも設けたのであるがこれは生徒の学力不

法令全書、明治四年 904 頁

足して入学者少き為廃止した事は前にも述べた通りである。当時最高程度の南校に於て行われた教育も実に現今の中学よりも稍低い程度の教育であったのである。従って此の方面の指導者の教育も亦目下の急務であった。かかる意向の現れとして工部省に依って設けられた工学校に於て、寮中に於て、官員生徒を論ぜず、衣食住共、洋風に従って教育せんとした事もあった。暗黒より文明への飛躍にはこの様な極端も亦行われねばならなかった。

以上述べた諸々の事情の一応の整理解決として五年八月の学制\*を見る事が出来るであろう。  
「国家ノ以テ富強安康ナルユエンノモノ世ノ文明人ノ才芸大ニ進長スルモノアルニヨラサルハナシ而シテ文明ノ以テ文明ノ以テ文明トスルユエンノモノハ一般人民ノ文明ナルニヨレハナリ一般人民文明ナラスタヘ一ノ聖堂アリト雖モ文明ニ関スルモノ幾何ソ」とここに封建時代の愚民思想はなくなっている。人民が文明の基礎であるにもかかわらず曾て、「学風頗ル固陋事情ニ迂く実用ニ疎ク遂ニ学問ヲ以テ人間中一種ノ別乾坤ニ付シアル」状態から「其不学ものは措テ不顧」従って「人ノ才芸多ク高尚ニ不至」遂に文明から遠ざかったが「今也御維新ノ際万般更始」の時に当ってかかる「千古ノ学弊ヲ洗除シ普ク人民ヲシテ其方向ヲ大定シ其成ル事ヲ後來ニ期シ文明ヲシテ世ニ浸沢シオ芸ヲシテ人ニ高尚ナラシメン事ヲ」と人民への学問の解放は確率した。

是に於て「今般文部省ニ於テ学制ヲ定メ自今以後一般ノ人民必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期」して人民に学問奨励の宣言を廃したが「人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ昌ニシ以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ他ナシ身ヲ修メ智ヲ開キオ芸ヲ長スルニヨルナリ而テ其身ヲ修メ智ヲ開キオ芸ヲ長スルハ学ニアラサレハ能ハス」逆に言えば学問によって身を治め、智を開き才芸を長じよって以て身を立て産を治めて其生を遂げる。故に学問はここでは只「身ヲ立ルノ財本共云フヘキモノ」となっている。此の考え方と先きの文部省伺にあらわれた考え方とは理論的に必ずしも一致しないものであるが、当時の社会に於ては一致した事も上来述べた所によって明であろう。而して身を立てる為の学問とは「日用常行言語書算ヲ初メ士官農商百工技芸及ヒ法律政治天文医療等ニ至ル迄凡ソ人ノ営ム所ノ事」であり、これ等を「人能ク其オノアル所ニ應シテ勉励シテ」ここに「道路ニ迷ヒ飢餓ニ陥リ家ヲ破リ身ヲ喪」う事なく、所謂立身治産の道を得る。此れが如何なるイデオロギーであるかは既に見た所である。

斯くして計画された学制そのものについて詳細な説明は多くなされた所であるから今は省略しよう。それは大体大中小学区之事、学校之事、教員之事、生徒試業之事、海外留学生規則之事、学資之事、等、その後の海外留学生規則追加、専門学校の規定の追加を加えて、全部で二百十三章の条項中にあらわれている。そこには国民学校としての小学校から中学を経て大学に至るまでの三段階の学校系統が人民一般に開放され、封建的教育を完全に否定しているし、或は又七十章以上に亘る条項を費して海外留学生規則を詳しく規定し以て日本の文明開化への意図を明瞭にし国内に於ても亦外国語による専門学校の規定を設けてその方向を示しているし、又「神官僧侶学校ノ事」についても宗教自由の主義を明にした。

又、此の計算の実行については是を財政的に見れば、文部省費、明治六年、約百三十八万円、府県小学委託金約二十六万、海外留学生費約十五万、外国教師給料約二十万、外国注文書器購求費未決算十二万、その外直轄専門学校費約十九万、営繕費八万、その他に本省費官員費約二十万等\*で大体の傾向を知り得よう。かの全国に五万三千余校を設くる計画も、その設立費は「華士族ヨリ農工商ニ至ルマテ各其産秘ヲ割テ之ヲ寄付スル者亦屈指ス可ラス多キハ一県四十七万余円\*」に及ぶと人民の力に依頼した。その結果が「各地方は遽に多額の教育費を負担せしめられて次第に新学制を忌むやうになりこれに対する非難が起って来た\*\*」とされ、此の辺に当時まだ封建貴族の家禄に歳入の三分の一を費し、一方而も商業政策への経費多く、その為結局農民の収奪を再び繰返すべき運命の新政府の矛盾があるとされねばならぬであろう。当時農民暴動に学校設立反対の叫びがあったのも已むを得なかったかも知れない。剰へ五十銭乃至二十五銭の授業料を出して学校へ入る事は多分に困難が伴ったであろう。

更に又、旧幕府時代寺子屋の最も発達した東京府を例にとれば、「総計百十五校ヲ興立スベキコトヲ告示ス然リト雖モ民情ヲ測ルニ此ノ事情ヲ以テスルニ非サレハ得ヘカラサルヲ以テ先ツ公立小学校二十校ヲ建設ス蓋シ私学ノ数五十二所家塾千百二十八所アリト雖モ私学ハ大抵皇漢洋ノ三学各自教科ヲ異ニシ其ノ正則ヲ踏ムモノ十二、二三ナク家塾ハ従来の習字師ノ如キ者ノミ\*」と言う状態は学制の大計画の実現の遠き未来にあることを思わせ、尚此の公立の小学校なるものも地方の一般的状態では、例えば岡山県の全小学校数四百九十八校に対して全教員六百八十三人\*、その教員も適任のものがなく、寺子屋の師匠、或は算術を修得した者を聚めて臨時に用うるのが文部省第一年報に

法規分類大全、18 頁以下、以下同様

文部年報、明治六年、179—180 頁

\*同、一枚

\*\*  
帝国教育会五十年史 7 頁

文部省第一年報二枚

同七二枚

255 示された実状であり、要するに教師一、二人の寺子屋の延長としての名ばかりの小学校であり学制に示されたあの整然たる小学校とは相当な距離を見る。中学校とても亦同様であり、かくて要するに学制も「木に竹をついだ」と言う当時の社会一般の実状と少しも異なる所はなかった。尤も木と竹とを本質的な異りとして言うのではないけれども。

256 かくて当時文明の為の学問を享受し得たのはやはり封建貴族であった。そしてその後の此の国の文明を導き、資本主義国家の成立に貢献し得たのは士族であった。「士魂商才」と言うモットーが何よりもそれを証明する。此の事を以上の論述から結論するのは早いけれどもその萌芽的状态がこの時あったとされるであろう。さて此の事が又日本のその後の教育を如何に特徴づけたか、問題は後にある。 「完」

昭和十一年十二月二十八日提出

矢口 新